

枚方市
人権尊重のまちづくり基本計画



はじめに

人権は、人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらに持っている基本的な権利です。この権利により、私たちの生命や自由、平等が保障され、一人ひとりの尊厳が認められています。「21世紀は人権の世紀」と言われ、国内外において人権問題解決に向けた様々な取り組みが行われています。



本市においても、平成5年(1993年)に「人権尊重都市」を宣言し、その宣言の趣旨や世界人権宣言及び憲法の理念に則り、平成16年(2004年)に、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。

しかし、現在も、ロシアによるウクライナへの武力侵攻をはじめ、世界各地で民族対立や宗教紛争、テロなどが続いています。国内においても、社会情勢の変化に伴い、いじめや虐待、インターネット上での個人の名誉棄損やプライバシーの侵害、ヘイトクライムなど、人権侵害の内容が多様で複雑なものになってきています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者や医療関係者、その家族などに対する「コロナ差別」や、ワクチンを接種しない人を一方的に批判し、接種を強要する「ワクチンハラスメント」と呼ばれる人権問題も発生しています。

人権課題が多様化・複雑化する中で、全ての人の人権が尊重されるまちづくりをより効果的、総合的に推進するため、この度、「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定しました。今後は、本計画に基づき、あらゆる市の施策において人権尊重の理念をさらに浸透させ、SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組み、「人が主役のまち」、そして「暮らしたくなるまち」を目指し、まちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました枚方市人権尊重のまちづくり審議会の皆様をはじめ、アンケート調査及び市民意見聴取などを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和4年(2022年)6月

枚方市長 伏見隆

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
(1)国際的な動向	1
(2)国の動向	2
(3)大阪府の動向	3
(4)枚方市の取り組み	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	7
2 計画の位置づけ	8
3 基本理念	10
4 基本方向	11
(1)人権教育の推進	11
(2)人権啓発の推進	13
(3)人権相談・支援体制の充実	14
(4)関係機関、市民団体等との協働	14

第3章 様々な人権問題についての取り組み

1 女性の人権	16
2 子どもの人権	20
3 高齢者の人権	24
4 障害のある人の人権	27
5 こころの病(うつ病など)に関する人権	31
6 部落差別(同和問題)	33
7 外国人の人権	36
8 HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権	39
9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権	41
10 犯罪被害者やその家族等の人権	43
11 ホームレスの人権	45
12 性的マイノリティ(LGBT等)の人権	46
13 職業や雇用をめぐる人権	49
14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどハラスメント	51
15 インターネットによる人権侵害	53
16 ひきこもりの状態にある人の人権	56
17 様々な人権問題	58

第4章 計画の推進体制等

1 庁内外の推進体制	60
2 計画の期間と見直し	61

◆参考資料

1 枚方市人権尊重のまちづくり審議会への諮問書	63
2 枚方市人権尊重のまちづくり審議会からの答申書	64
3 計画策定に係る枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員	65
4 計画策定までの経過	66
5 人権問題に関する市民意識調査結果(概要)	67
6 枚方市人権尊重のまちづくり条例	75
7 枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則	77
8 関連法令等	78
●世界人権宣言	78
●日本国憲法(抜粋)	83
●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	88
●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	90
●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	98
●部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	100
●非核平和都市宣言	102
●人権尊重都市宣言	103

ひこぼしくんコラム【掲載一覧】



①「人権」と「平和」って、関係あるの?	6
②「人権擁護委員」って、どんな人?	15
③「特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会」	15
④「男は仕事、女は家庭?!」無意識の固定的性別役割分担意識	19
⑤「子どもを守る条例」子どもの権利って?	23
⑥心のバリアフリー?「バリア(障壁)」って?	30
⑦気を付けよう、思い込みや偏見	32
⑧部落差別(同和問題)ってまだあるの?	35
⑨相手のことを知ること、自分たちのことを知ってもらうこと	38
⑩正しい知識を身に付けよう「HIV」、「エイズ」って?	40
⑪正しい知識を身に付けよう「ハンセン病」	40
⑫新型コロナウイルスの感染拡大で見えてきたこと	42
⑬犯罪被害者家族の気持ち	44
⑭みんな違う、性のあり方	48
⑮ビジネスと人権	50
⑯ハラスメントにあったら...	52
⑰便利と危険が隣り合わせ	55

1 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

「戦争の世紀」とも言われた 20 世紀には、二度にわたる世界大戦により多くの尊い人命が失われるなど、様々な人権侵害が引き起こされました。この経験から、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という教訓を得て、人権問題は国際社会全体の問題であり、人権の尊重が平和の基盤であるという考えが広まりました。昭和 23 年(1948 年)には、国際連合(以下「国連」という。昭和 20 年(1945 年)に設立。)において、国際社会共通の達成すべき基準として、「世界人権宣言」が採択されました。その後も、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」や「国際人権規約」のほか、女子に対する差別撤廃や児童、障害者の権利に関する条約などが採択され、あらゆる人の人権の擁護など差別の撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

しかし、冷戦終結後も世界各地で紛争や内戦などが絶えず、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まってきました。こうした状況を受け、平成 6 年(1994 年)の国連総会では、平成 7 年(1995 年)からの 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、各国政府に対しても国内行動計画を定めることを求めました。そして、「人権教育のための国連 10 年」の終了を経て、平成 16 年(2004 年)の国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。その後も 5 年ごとに行動計画が採択され、現在第 4 フェーズ行動計画(計画期間:令和 2 年(2020 年)～令和 6 年(2024 年))に基づき、重点対象を「若者」とし、特に平等、人権と非差別*、包摂*と多様性の尊重に力点を置いた人権教育の一層の取り組みが進められています。

また、平成 27 年(2015 年)9 月には、国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で SDGs *として、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられています。その前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等*とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と定められており、取り組むべき課題として、人権の視点が明確に示されています。

*非差別……………差別がないこと。

*包摂……………排除されることなく、包み込むこと。

*SDGs……………Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標で、2030 年を目標としています。

*ジェンダー平等……………一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会をわかちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

(2) 国の動向

わが国では、昭和 22 年(1947 年)に「基本的人権の尊重」を基本原則とする法のもとでの平等を掲げる日本国憲法が施行されました。しかし、女性や障害のある人等の人権問題やわが国固有の人権問題である部落差別(同和問題)は、現憲法下においても根強い差別の実態が残っています。こうした状況の中で、部落差別(同和問題)については、昭和 40 年(1965 年)の「同和対策審議会答申」を受けて、「この問題の解決は、国の責務であり、国民的な課題である」との認識のもと、昭和 44 年(1969 年)に、「同和対策事業特別措置法」が施行され、様々な取り組みが行われてきました。こうした法整備により、一般地区との格差は大きく改善されました。しかしながら、現在でも、結婚差別や就職差別を中心とした心理的差別は、依然として根強く存在し続けています。

また、女性や障害のある人等の多様性(ダイバーシティ)に対する人権問題については、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリーに向けた取り組みなどが行われ、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等、各種の人権問題に関する国内法が施行されるなどの法整備が進められてきました。

平成 9 年(1997 年)には、国連からの呼びかけに応じて、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとして『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」が策定されました。平成 11 年(1999 年)には、「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会から、人権教育・啓発に関する施策の推進についての答申を受けて、翌平成 12 年(2000 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務として、人権教育・啓発に関する施策の策定、実施が明記されました。

その後、国では様々な立場にある人の人権を具体的に保障するために、平成 28 年(2016 年)4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)、6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。)、12 月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」という。)を相次いで施行するなど、分野別の法整備や人権尊重の取り組みが進められています。

また、国は、平成 28 年(2016 年)に、SDGs に係る施策の実施について、関係行政機関と緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする SDGs 推進本部を設置しました。現在、安心・安全な社会や、差別や虐待のない人権に配慮した持続可能な社会の実現を目指し、多様化・複雑化する人権問題への取り組みを進めています。

(3) 大阪府の動向

大阪府では、同和問題・在日外国人問題をはじめとする様々な人権問題を重要な行政課題と位置づけ、他の自治体に先駆けて取り組んできました。

人権教育の取り組みについては、国連や国の動向を踏まえ、平成 9 年(1997 年)に「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」を全国に先駆けて策定し、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に、進めてきました。

その後、平成 10 年(1998 年)に制定した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を土台として、大阪府の人権施策を進めるための枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした取り組みを進めています。

平成 13 年(2001 年)3 月には、この条例に基づき、府政推進の基本理念を定め、人権施策の概念、内容等を明確にした「大阪府人権施策推進基本方針」(令和 3 年(2021 年)12 月改訂)を定めました。

そして、平成 13 年(2001 年)3 月に改訂した「人権教育のための国連 10 年大阪府(後期)行動計画」の成果と課題を継承しつつ、人権意識の高揚を図るための施策を着実に推進するため、その具体的な推進計画として、平成 17 年(2005 年)3 月に「大阪府人権教育推進計画」(平成 27 年(2015 年)3 月改訂)を策定し、総合的な人権教育の推進を図ってきました。

その他、平成 13 年(2001 年)に、「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、平成 14 年(2002 年)には、「大阪府男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成 27 年(2015 年)10 月に、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、差別の未然防止、個別事案の適切な解決を目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」(令和 3 年(2021 年)6 月改訂)を策定しました。平成 30 年(2018 年)には、大阪府にも SDGs 推進本部が設置され、ジェンダー平等など SDGs が掲げる目標の達成に向けた取り組みを進めています。

今般は、多様化・複雑化する人権問題に的確に対応し、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境づくりを進めるため、令和元年(2019 年)に、人権に関する 2 条例「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定し、また、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正し、人権が尊重される社会づくりに取り組んでいます。

(4)枚方市の取り組み

枚方市は、戦前から戦中にかけて、禁野火薬庫・枚方製造所、そして香里製造所が稼働する「軍需のまち」でした。

昭和14年(1939年)3月1日に禁野火薬庫が大爆発を起こし、約700人もの死傷者を出しました。昭和20年(1945年)、終戦により軍事施設は閉鎖されました。

その後の朝鮮戦争勃発により、再び火薬製造所として復活させる動きが出てきましたが、平和を求める地元住民による粘り強い反対運動が展開され、その結果、香里製造所跡地には、当時、東洋一のマンモス団地と呼ばれた香里団地が建設され、現在に至るまで、長きに亘り平和なまちのシンボリックな存在となっています。

枚方市では、人権をおびやかす戦争が二度と起こることがないよう、また、核兵器の廃絶、製造設備及び手段の廃棄を訴えるものとして、昭和57年(1982年)に、大阪府内で初めて「非核平和都市宣言」を行いました。また、禁野火薬庫の大爆発から50年後、昭和29年(1954年)に日本漁船第五福竜丸がビキニ環礁で、アメリカ軍が行った水爆実験に遭遇し被ばくした日から35年後の平成元年(1989年)に3月1日を「枚方市平和の日」と定め、平和施策の一層の推進に取り組んでいます。

平成5年(1993年)12月17日には、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、人権尊重都市を宣言、平成16年(2004年)には、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、平和に暮らすことができるまちづくりを進めています。

また、平成11年(1999年)には、「人権教育のための国連10年枚方市行動計画」を策定し、平成16年(2004年)にはその発展形として、「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発を進めてきました。

平成13年(2001年)3月には、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現を目指し、「枚方市男女共同参画計画」(現在は、第3次枚方市男女共同参画計画)を策定し、平成22年(2010年)4月には、「枚方市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に進めてきました。

さらに、平成31年(2019年)3月には、「ひらかた・にじいろ宣言」を行い、パートナーシップ宣誓制度をはじめとする性的マイノリティ支援に積極的に取り組むとともに、市民誰もが性の多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを進めています。

近年では、令和3年(2021年)3月に、子どもの権利擁護等を基本理念とし、一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに育つ社会の実現を目指す「子どもを守る条例」や、全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる、住みよいまちの実現を目指す「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しました。

市の最上位計画「枚方市総合計画*」(現在は、第5次枚方市総合計画)では、基本目標の一つとして「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた施策目標11において、「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」を掲げ、市民の人権意識の高揚に努めているほか、人権に関する教育・啓発や人権侵害に関する相談支援などの施策を総合的に推進しています。

さらに、令和3年(2021年)7月には、「枚方市SDGs取組方針」を策定し、総合計画における28の施策目標及び4つの計画推進と各分野別に定める計画や施策をSDGsと関連づけて、SDGsが掲げるすべての人々の人権が尊重され、「誰一人取り残さない」社会が実現できるよう、市や事業者などが、連携して取り組むこととしています。

また、こうした取り組みを通じて、次代を担う子どもたちが「ジブンゴト」として捉え、行動できるよう、「担い手の育成」に主眼を置いた取り組みを進めています。

市職員については、各施策を推進するにあたり、より高い人権意識が求められ、あらゆる差別事象や人権課題に常に敏感である必要があることから、「枚方市人材育成基本方針」を策定し、責任感と高い倫理観を持った人材の育成に取り組んでいます。

*第5次枚方市総合計画

計画期間：平成28年度(2016年度)～令和9年度(2027年度)

基本目標 2

「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」

施策目標 11

「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」

取り組みの方向

- ◆すべての市民の人権が大切にされる社会の実現に向け、人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合えるよう、人権教育・啓発の推進を図ります。
- ◆配偶者等からの暴力(DV*)や、高齢者、障害者などへのさまざまな人権侵害に対し、関係機関が連携しながら支援の充実を図ります。

*枚方市総合計画……市のめざすべき将来像を定め、長期的な視点に立って計画的に市政を運営するために策定している市の最上位計画。

*DV……DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や親密なパートナーからの暴力のこと。「殴る」「蹴る」という身体的な暴力のほかに、大声で怒鳴ったり、無視したりというような精神的に追い詰める暴力もあります。また、行動を監視する行為、性的な暴力もDVに含まれます。

ひこぼしくんコラム 1

「人権」と「平和」って、関係あるの？



「人権」と「平和」って、関係がないと思っている人が多いのではないかな。

日本国憲法には「基本的人権」という言葉が出てくるのだけど、これは、国民が生まれながらに持っている権利とされていて、「基本的人権の尊重」とは、「みんなが人間らしく生きる権利を持つこと」を表しているんだ。

では、戦争が起きるとどうなるのだろう。二度にわたる世界大戦のときや、今、ロシアからの武力侵攻で攻撃を受けているウクライナが直面している状況を考えてみて。戦争が起ると、食べること、教育を受けることなど、みんなが人間らしく生きることが難しくなってしまう。『**平和のないところに人権は存在し得ない**』といわれるのは、こういうことからなんだ。

次に、差別やいじめなどの人権侵害が繰り返される社会を考えてみよう。

人権が守られていない社会では、平和とは明らかにいえないね。

『**人権のないところに平和は存在し得ない**』といわれることも理解できるね。

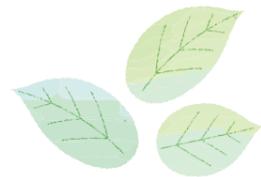
だから、「人権」と「平和」が密接な関係にあることがわかるよね。

枚方市では、3月1日を「枚方市平和の日(※)」と定めていて、

8月や3月を中心に平和に関するイベントを実施しているよ。

広報ひらかた等で案内するので、イベントにも参加してみてね。

※「枚方市平和の日」の由来は、市公式ホームページにも載ってるよ！



第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

性別や国籍の違いを理由とする人権侵害、子どものいじめ問題や高齢者及び障害者などに対する差別・虐待、また、部落差別(同和問題)など様々な人権問題がまだ存在する中、インターネットを利用した誹謗中傷や差別発言など、拡散力が強く、完全に削除することや行為者の特定が容易ではない人権侵害がますます深刻化しています。また、昨今では、新型コロナウイルスなど未知の感染症に係る偏見や誹謗中傷が発生するなど人権問題の多様化・複雑化が進行しており、市民の人権意識の高揚や人権課題に対応する施策(以下、「人権施策」という。)の一層の推進が求められています。

こうした状況において、様々な分野にわたる人権問題についての市民意識を把握するため、「人権問題に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という。概要については、67ページ「5. 人権問題に関する市民意識調査結果(概要)」参照。)を実施しました。

市民意識調査では、人権を理解することや差別をなくすことについては、学校教育で人権学習を受けた人が、人権学習を受けていない人に比べ、積極的な考えを持つ割合が高く、人権学習の重要性が確認できました。

一方で、様々な人権問題について、人権問題があることは知っているが、その内容までは知らない人が多く、よく知らないがゆえに、深刻な問題だと捉えられない傾向があります。また、身近で人権侵害を見聞きしたときに、「人権侵害はいけないことだ」と指摘するなど、適切な行動を取ることができた人の割合は、低い結果となっています。

その他、市民が日常的に利用するメディアとしては、インターネット(パソコン、スマートフォン等、ソーシャル・ネットワーキング・サービス* (以下、「SNS」という。)を含む。)が最も多く、効果的な情報発信の手段となっていますが、他人の誹謗中傷やフェイクニュースが掲載されるなど、インターネットにおいて人権侵害が起きていると認識している人の割合が他の人権問題に比べて高く、インターネットを介した人権侵害が市民に広く認知されている実態が確認できました。

本計画は、市民意識調査の結果等を踏まえた分野ごとの様々な人権問題に関する現状と課題を整理するとともに、分野ごとの人権課題に対応する取り組みの方向性などを定めることで、人権施策をより効果的・総合的に推進することを目的に策定するものです。

***ソーシャル・ネットワーキング・サービス**…人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。ラインやツイッターなど。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

2 計画の位置づけ

◆「人権尊重のまちづくり」の基盤（ベース）となる計画 ～各分野の人権課題を横断的に捉え、課題に対応した人権施策を推進～

本計画は、市の最上位計画である総合計画の施策目標の一つ「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」の達成に向け、推進していく分野別行政計画です。

各施策目標については、様々な分野にまたがり相互に関連することから、横断的な視点を持ちながら、効率的・効果的に取り組みを進めることとしています。

本計画では、様々な分野の施策を展開する上でベースとなる人権尊重の理念を掲げるとともに、幅広い人権課題とそれらの取り組みの方向性を横断的・総合的に示しています。

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、地方公共団体の責務として規定されている「人権教育及び人権啓発に関する施策」の実施に関する基本計画として、平成16年（2004年）に「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。本計画は、当該計画の位置づけを継承し、人権擁護に関する施策の内容を加えて策定するものです。

★木の「幹」となる「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」

計画の位置づけをイメージするため、枚方市における施策目標、分野別行政計画ごとに、1本の「木」があると想定してみました。分野別に「幹」と「枝」が変わるというイメージです。

総合計画は、めざすまちの姿を実現するための基本構想や基本目標を定める市の最上位計画で、市の施策や取り組みは、総合計画に基づき展開されることから、大地に根付く木の「根っこ」のようなイメージです。

「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」は、あらゆる施策を展開する上で、人権尊重の観点から押さえておくべき基本的な考え方や取り組みの方向性をまとめた計画であることから、木の「幹」のようなイメージです。

各行政計画は、分野ごとに具体的な取り組みを進めていくための計画で、「根っこ」である総合計画と整合性を図り、「幹」である「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」の人権尊重の理念や様々な人権課題とそれらの取り組みの方向性等を踏まえたものであることから、「根っこ」を土台に、「幹」を通じて伸びる木の「枝」のようなイメージです。また、各行政計画に基づいて実施される各施策は、木に実る「実」のようなイメージです。

〈イメージ図〉
人権尊重のまちづくりの木



1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別 (同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV 感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

3 基本理念

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の前文では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。この理念をまちづくりに生かし、あらゆる差別をなくし、一人ひとりを大切にすまちを実現することは、私たちの願いである。」と規定しています。

日本国憲法では、全世界の国民の平和的生存権を確認するとともに、基本的人権を規定し、人権が尊重される社会の実現をめざしており、国連で採択されたSDGsにおいても、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げています。

本市では、「人権尊重都市宣言」「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に則り、本計画の基本理念を次のとおり定め、その実現に向けて、人権施策に取り組みます。

【基本理念】

市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

4 基本方向

人権が尊重されるまちづくりや差別解消に向けては、即効性のある抜本的な対応や解決が難しく、継続的に、そして着実に人権施策を推進する必要があります。

また、日々の人と人とのふれあいの中で、互いの違いに気づき、それを認め合い、相手の気持ちになって考えること、さらには、自分に対する差別でなくとも、他人事とせず、一人ひとりが差別をなくすという意識を持ち、行動することが重要です。

本市では、本計画の基本理念の実現に向け、次の4つの基本方向を設定し、分野横断的に人権施策を展開していきます。中でも次代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育*の一層の充実をめざします。

***人権教育**…「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年(2000年)12月6日施行)においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義しています。

(1)人権教育の推進

市民意識調査の結果から、自分以外に対する人権侵害を見聞きしたとき、「いけないことだと指摘した」人の割合は13.7%、「いけないことだと分かってもらおうとした」人は12.9%、「相談(通報)した」人は5.5%であった一方で、「何もしなかった」人は36.1%、「同調した」人は5.5%と、身近な人や他人の人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が41.6%を占める現状が確認できました。

また、学校教育の人権学習を通じて、児童・生徒・学生が人権を理解し、差別をなくすことに積極的な考えを持つことは、人権意識の向上に大きく貢献していることが確認できました。

人権教育の推進にあたっては、教職員の人権意識のさらなる向上が期待されており、子どもたちが幼児期から発達段階に応じて、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていくことのできる環境づくりが必要です。子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、すべての人の人権を尊重し、自他を大切にする心を養うことにより、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じて人権教育を推進します。

●学校園などにおける人権教育の充実

子どもの幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等において、自立心や協同性、道徳性の芽生えを培う指導の充実を図ります。また、障害のある子どもをはじめ、すべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、指導する教職員の人権意識のさらなる向上を図るとともに、障害への理解促進や、ともに育ちあう集団づくり等を踏まえた人権教育の充実を図ります。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

特に、いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、児童・生徒がいじめを他人事と考えず、傍観者や加害者にならないような教育を行い、被害者に寄り添った支援を行うとともに、加害者への指導など、学校園において誠実かつ丁寧な組織対応を行います。

●地域における人権教育の充実

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもたちを健やかに育むためには、学校園、地域及び家庭がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

市民一人ひとりが主体的に様々な活動を通じて人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重した豊かな地域社会づくりを目指すことができるよう、人権に関する様々な学習機会や情報提供の充実に努めます。また、学校や地域で活動する関係団体とも連携を深め、地域における指導者の育成支援を図ります。

●家庭における人権教育の充実

就学前の幼児をはじめ、子どもたちが、自分自身やすべての人を大切に感じる感情を育む家庭教育を推進するため、子どもたちや保護者に対する学習機会や情報提供の充実に努めます。

●企業等における人権教育の充実

市内事業所に対して、ハラスメント問題をはじめ、企業活動に関連する様々な人権問題に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。また、市職員については、各施策を推進するにあたり、より高い人権意識が求められ、あらゆる差別事象や人権課題に常に敏感である必要があることから、定期的な職場研修等の実施により、全職員の人権意識の向上を図ります。

●参加・体験型学習の充実

参加・体験型の学習を通じて、想像力を育み、互いの違いを理解し、共生する社会の重要性を認識することを目的とした学習機会の充実に努めます。

〈関連計画等〉

- 枚方市人権教育基本方針
- 枚方市教育振興基本計画
- 枚方市生涯学習推進基本方針
- 枚方市人材育成基本方針

(2)人権啓発の推進

市民意識調査の結果から、学校教育で人権学習を受けたにも関わらず、全年齢層において「はっきり覚えていない」という回答が、一定割合確認できました。また、「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」と思う人は、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合を合わせて6.8%ですが、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は3割を超えています。差別をされる側に努力を求めるとはならず、差別をしている人、差別を許している人をなくしていくよう、「差別をしない」「差別を許さない」という人権意識の高揚が求められています。

また、内容を知らない人権問題については、特に人権上の深刻な問題と考えられにくく、講演会や研修会のテーマとして取り上げてほしい人権問題としても選ばれにくいという結果が出ています。内容を知らないがゆえに、置き去りにされてしまいがちな人権問題こそ、より丁寧な啓発に取り組む必要があります。

正しい情報を適切に伝えることにより、様々な人権侵害を未然に防ぎ、多様化・複雑化する人権問題を解決するため、世代に関わらず、人権啓発事業を継続的に実施します。

●効果的な人権啓発事業の実施

幅広い世代の人々が関心を持ち、参加してもらえるよう、講座や講演会のほか、映画、コンサート、パネル展などの事業を通じて、人権意識の向上と啓発を推進します。また、推進にあたっては、市民の人権意識や学習ニーズを把握するとともに、認知度が低い人権問題についても、テーマとして取り上げるとともに、幅広い世代を対象としながらも、事業ごとに主となるターゲット層を見定め、その年代等に合わせた効果的な手法で実施します。

●様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

インターネットの普及に伴い、動画配信による学習が可能となるなど、環境整備が進んでいます。今後も引き続き、学習環境を整備することにより、学習機会の拡充を図るとともに、広報紙やホームページの他、SNSや、動画共有サイト等、様々な媒体を効果的に活用した啓発活動を推進します。

〈関連計画等〉

※第3章において、人権問題別に記載します。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染患者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

(3) 人権相談・支援体制の充実

市民意識調査の結果から、「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要である」と考える人や、「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」ことを望む人の割合が高いことがわかりました。

人権侵害により、心理的に危機的な状態に追い込まれ、深刻な場合は、自ら命を絶つ行為に至る事案もあります。また、人権侵害を受けた本人が行動することが難しい場合には、見聞きした周りの人や家族等が報告や相談しやすい環境を整えるなど、人権侵害の解決に向けて対応していくことも必要です。

多様化・複雑化する人権課題に対応し、重層的支援体制*を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、誰一人取り残さないよう、市民に寄り添った総合的な相談支援体制の充実を図ります。

*重層的支援体制…市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制。

〈関連計画等〉

●枚方市のち支える行動計画（自殺対策計画）

※その他関連計画等については、第3章において、人権問題別に記載します。

(4) 関係機関、市民団体等との協働

市民意識調査の結果から、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」という考え方について、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合の合計は、94.3%と非常に高く、「差別をなくすためには、行政によるさらなる啓発が必要」であり、また、「差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取り組みも必要である」と考える人の割合も高いことがわかりました。

人権施策は市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、推進することが求められます。

こうした主体の相互協力のもと、地域に存在する人権課題の発見に努めるとともに、市民に寄り添った相談や啓発活動の充実を図るため、大阪府や法務局をはじめ、人権侵害の被害者の救済や人権啓発等、多様な活動を行う人権擁護委員や、市民・事業者主体で人権啓発や学習活動等に取り組んでいる特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会や枚方事業所人権推進連絡会、さらには、女性や子どもの人権など各分野における関係機関等と連携した取り組みを推進します。

ひこぼしくんコラム 2

「人権擁護委員」って、どんな人？



人権擁護委員は、人権擁護委員法という法律に基づいて、法務大臣から委嘱されている民間の人たち。

人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一体となって、人権を守る制度として、昭和23年(1948年)にスタートしたんだって。

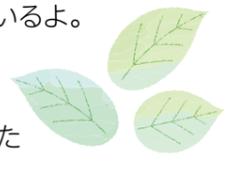
全国に約1万4千人、枚方市には、17人の人権擁護委員がいるよ(令和4年(2022年)1月時点)。

人権擁護委員の皆さんは、法務局と連携して、地域の人たちから人権相談を受け、人権侵害の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるよう、啓発活動をしているよ。

枚方市役所の相談窓口でも市民の人権相談を受けたり、学校で人権教室を開催して、子どもたちに人に対する「思いやり」が大切なことなどを教えてくれているよ。

《人権擁護委員への相談例》

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアルハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された



ひこぼしくんコラム 3

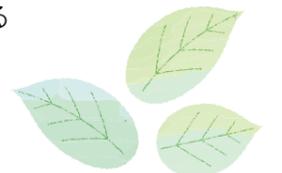
「特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会」



枚方人権まちづくり協会は、一人ひとりの市民の人権が尊重されるまちづくりを目指して、平成17年(2005年)3月、市民、団体、事業所、行政の参加のもとに設立されたんだって。

協会では、市民が人権侵害を受けたり、また、そのおそれがあるときに、相談に乗ってくれるよ。そのほか、枚方市の人権啓発イベントなどを企画・運営するなど、枚方市とも協働のパートナーとして連携することが多い特定非営利活動法人だよ。

相談員は、市民に寄り添った対応を心がけているんだって。



1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

第3章では、市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題の現状と課題、それらの課題を解決していくための取り組みの方向性をまとめています。

また、各分野の行政計画において、第3章に掲載する人権問題に関して記載があるものについては、関連計画等として掲載しています。

本市では、第2章の基本理念、基本方向及び第3章で分野ごとに掲げる取り組みの方向性や各分野に関連する行政計画に基づき、様々な人権問題に取り組みます。

1 女性の人権

〈現状と課題〉

- 国連で採択されたSDGsの17の目標のひとつに「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメント*を図ることが求められています。令和3年(2021年)のジェンダー・ギャップ指数*において、日本は世界156か国中120位で、ジェンダー平等の分野では依然として低位にあります。
- 家庭や職場における性別を理由とする差別や性犯罪等での暴力、配偶者等からの暴力(以下、「DV」という。)など、身体的・精神的に深刻な影響を及ぼす人権侵害が発生しています。被害者は多くの場合、女性であり、ジェンダー平等の実現の妨げとなっています。
- 国においては、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、大阪府においては、「大阪府男女共同参画推進条例」が制定され、男女がともに自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、男女共同参画の推進が求められています。
また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づき、DVを許さない社会づくりが求められています。

*エンパワーメント……人が本来持っている力を引き出し、取り戻していくために権限を与えること。

*ジェンダー・ギャップ指数……スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、「経済」「教育」「保健」「政治」の4分野の指標から構成された各国の男女格差を測る指数のこと。

- 本市では、令和3年(2021年)3月に「第3次枚方市男女共同参画計画改訂版」を策定し、「人権尊重と男女共同参画への意識改革」、「男女共同参画を阻害する暴力の根絶」、「仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり」、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」、「男女共同参画を推進する体制の整備」の5つの基本目標を掲げて取り組みを進めています。政策及び方針決定過程への女性の参画の促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、目標値を設定し、取り組んでいます。より積極的な取り組みが必要です。
- 市民意識調査の結果をみると、「女性の人権問題」の内容をある程度知っている人の割合は58.6%と、「子どもの人権問題」に次いで、認知度は2番目に高くなっています。
また、特に深刻な人権問題として、「子どもの人権問題」や「インターネットにおける人権侵害」に次いで3番目に深刻な人権問題と考えられていますが、「女性の人権」を特に深刻な人権問題と考える人の割合は、女性が男性より11.6ポイント高く、性別による考え方の違いが見られました。その他、結婚相手に対しては、女性の方が「経済力」や「職業」、「家事や育児に対する理解と協力」を重視する割合が高くなっていることから、女性が社会で活躍する機会は増えてきましたが、いまだに根強く残る「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の影響が意識調査の結果からもうかがえます。

〈取り組みの方向性〉

①男女共同参画等への理解促進

- 身体的性差を十分理解し、互いに尊重し合うことが男女共同参画の前提となる視点であることから、それを踏まえた上で、様々な活動において男女共同参画への理解促進を図ります。
- 広報や出版物などによる市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点にたった適切な表現を用いた発信と啓発を推進します。
- 女性が固定的な性別役割分担などによって複合的に困難な状況におかれやすい傾向にあることを認識して行政施策を推進します。
- ステップファミリー*や、母子家庭が多数を占めるひとり親家庭など家族の形態が多様化しています。家族や婚姻に対する固定的な価値観や先入観から生じる偏見や差別による生きづらさや地域での孤立など、家族形態等に起因する人権侵害が生じないよう、様々な家族形態に関する理解促進に向けた啓発を推進します。
- SNSの広がり等による若年層の性被害を含め、性犯罪や性暴力の防止に向けて、啓発を推進します。

*ステップファミリー……夫婦の一方又は双方が子どもを連れて再婚したときに誕生する家族のこと。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

②DV防止に関する理解促進

- 自分自身も他者も大切に、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、子どもに対するDV予防教育を推進します。
- DV被害者の多くが女性であることから、女性に対する暴力や人権侵害を許さない環境づくりと暴力根絶に向けた啓発を推進します。

③被害者支援体制の充実

- DV防止法に基づく専門相談窓口である、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」において、被害者の人権尊重と心身の安全確保を最優先して支援に取り組むとともに、被害者だけでなくその子どもへの支援が必要となるケース等においては、関係機関と連携した対応を行います。
また、被害が潜在化しないようDV支援窓口の周知と相談しやすい環境づくりに取り組むなど支援体制の充実を図ります。
- 性犯罪や性暴力の被害者の多くが女性であることから、女性相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携等を行い、支援体制の充実を図ります。

④男女共同参画の視点を持った機会の充実

- 政策及び方針決定過程における女性の参画を推進するため、管理職等への女性登用の拡大を図るとともに、民間事業者における女性の登用促進に向けた取り組みを進めます。
- 女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、これまで男性が中心となっていた防災分野について、女性の参画を推進します。
- 幼少期から運動習慣が身につく、生涯を通じてスポーツを継続することができるよう、男女共同参画の視点に配慮した指導や育成、スポーツ活動への参加機会の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 第3次枚方市男女共同参画計画
- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画
- 枚方市スポーツ推進計画
- 枚方市特定事業主行動計画

ひこぼしくんコラム 4

「男は仕事、女は家庭?!」 無意識の固定的性別役割分担意識

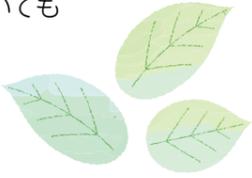


もし、あなたは「家事をする人」や「保育士」のイラストを描くとき、どんなイラストにするかな。

迷うことなく女性の姿を思い浮かべるなら、固定的な性別役割分担意識(男性、女性の役割を決めている固定的な意識)を持っている、または、そのような役割分担状況が、今もなお、多いという現れかもしれないね。

枚方市では、条例で「固定的な性別役割分担を助長する表現についても行わないようにしよう」と決めているよ。

性別を問わず、個人の能力などによって、役割分担を決めるといいね。



1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

2 子どもの人権

〈現状と課題〉

●平成 28 年（2016 年）の「児童福祉法」の改正では、児童の健やかな成長・発達が保障されること、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。しかし、いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。いじめに関しては、SNS などインターネット上での誹謗中傷なども多発しており、被害者は自ら命を絶つなど深刻な事案に至ることもあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、また、「大阪府子どもを虐待から守る条例」、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」などを踏まえ、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会づくりを進めていくことが求められています。

●市民意識調査の結果をみると、「子どもの人権問題」の内容をある程度知っている人の割合は 66.4%と最も高く、「子どもの人権」は最も深刻な人権問題と考えられています。

「子どもの人権問題」の学習状況について、小学校で受けた人の割合を見ると、若年層では 21.6%ですが、中年層では 10%未満、高齢層では 5%未満となっています。

また、「子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」は人権上問題があると思う*人は 84.9%いますが、外国人の子どもが、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいことが人権上問題があると思う人は 50%台と、やや低い割合となっています。

その他、人権や差別に関して、差別をなくすためには、子どものうちからの教育が重要であると考える人が 87.9%と、高い割合になっています。

講演会や研修会で取り上げてほしいテーマとしても、「子どもの人権問題」は、「インターネットによる人権侵害」に次いで 2 番目にニーズの高い分野となっています。

*人権上問題があると思う…市民意識調査において、人権上問題が「あると思う」人と人権上問題が「どちらかと言えばあると思う」人を合わせて、「人権上問題があると思う」人として扱います。

●いじめや体罰、虐待は人権侵害であるという認識を広めるとともに、家庭や地域、学校などの関係機関と連携した早期発見・早期対応の取り組みが求められており、市内各小中学校では、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に向けた取り組みを進めています。また、不登校児童・生徒の背景には、貧困など様々な課題を抱えた家庭環境も関連しており、これらに対応した包括的な支援が必要です。さらに、子どもが家族の介護等を行うヤングケアラー*の問題についても、関係機関と連携して取り組む必要があります。

●子どもの貧困が社会問題となる中、様々な課題を抱えた家庭の子どもによっては、文化芸術に触れる機会を持つことが難しい状況なども考えられることから、文化芸術を等しく体験することのできる場が求められています。

●子どもは特別な保護を受けるだけでなく、子ども自身が権利の主体として、学びと育ちが保障される必要がありますが、その環境整備や教育の充実が課題となっており、令和 3 年（2021 年）3 月に「子どもを守る条例」を制定し、取り組みを進めています。

*ヤングケアラー…法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもとされています。

〈取り組みの方向性〉

①子どもの権利の啓発推進

●子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、子どもの権利に関する啓発を推進します。

●ひとり親をはじめとする多様な家族形態に起因する差別や偏見の解消に向けて、様々な家族形態に関する理解促進に向けた啓発を推進します。

②いじめ防止に関する教育の推進

●子ども自身が自己の権利を自覚するとともに、他の人も自分と同じ権利があることを認識し、他の人を思いやり、いじめ等の人権侵害を起ささないよう、いじめ防止に向けた教育を推進します。

③学習支援の推進

- 外国籍の子ども等*に対しては、小中学校への日本語及び教科の学習支援を行う教育指導員の派遣のほか、保護者等に対しては日本語等を学ぶ機会を提供します。
- 不登校児童・生徒に対しては、オンラインや校内適応指導教室等を活用し、教育相談や学習支援を行います。

④児童虐待の予防・防止

- 支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援などを行い、不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防・防止に努めます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校に通う児童・生徒やその保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。

⑤暴力の予防に向けた教育・啓発の推進

- 自分自身も他者も大切に、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、暴力の予防に向けた教育、学習、啓発を推進します。また、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の人権意識の醸成にも努めます。
- 子どもの性被害を防止するとともに、その加害者となることのないよう、子どもの育ちに合わせた性教育を推進します。

⑥相談・支援体制の充実

- 児童虐待やいじめ・不登校、家庭に居場所がない子ども、ヤングケアラーなどの早期発見に努め、子どもやその家庭に対する相談支援や情報提供体制の充実を図ります。
- 貧困家庭が経済的に自立することは、親から子への貧困の連鎖防止等にもつながるため、ハローワークなど関係機関と連携して就労等に関する支援を行います。
- 子育て家庭が社会や地域で孤立しないよう、地域住民、学校園、事業者など「子どもを守る条例」で示す各主体が連携し、社会が一体となって子どもや子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。

*外国籍の子ども等…本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習の中で育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。（「枚方市子ども・子育て支援事業計画」より）

〈関連計画等〉

- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 枚方市子ども・若者育成計画改訂版
- 枚方市教育振興基本計画
- 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画
- 枚方市文化芸術振興計画
- 第3次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム 5

「子どもを守る条例」子どもの権利って？

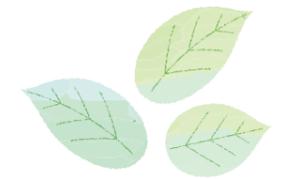


令和3年3月に施行された「子どもを守る条例」。
「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を実現するために、枚方市や保護者、地域の人たち、学校などの役割を書いているよ。

ところで、子どもの権利ってどんな権利があると思う？
「お腹が空いたらご飯を食べる」、「あったかいお布団で眠る」、「学校でいろんなことを学ぶ」、「暴力や差別を受けない」や「自分の意見を言う」など、子どもには、たくさんの権利があるよ。

そして、**枚方市や保護者、地域の人たちや学校は、子どもを守るために、みんなで協力する。**子どもは、大切な権利を持っている、大切な存在。

子どもたち一人ひとりが自分自身を大切に、他の人も自分と同じように大切な権利があるということを学ぶために、大人たちができることを考えてみよう。



1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

3 高齢者の人権

〈現状と課題〉

- 令和4年(2022年)4月1日現在の本市の高齢化率(全人口に占める高齢者の割合)は28.8%ですが、令和22年(2040年)には35%を超える見込みとなっています。介護保険要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加する中、施設や家庭における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限など、高齢者への人権侵害が発生しています。また、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否なども問題となっています。こうした背景のもと、「高齢者虐待防止法」や「介護保険法」などを踏まえ、高齢者虐待の防止や権利擁護の推進が求められています。また、高齢者が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らし、社会の一員として、様々な活動に参加する機会が保障されたまちづくりを推進していく必要があります。
- 市民意識調査の結果において、「高齢者の人権」を特に深刻な人権問題として考える人の割合を見ると、当事者である高齢層の24.1%と比較して、中年層は14.7%、若年層は5.5%と、低くなっています。また、「家族が不在の際、介護が必要な高齢者を家から出られなくする」ことを人権上問題があると思う人の割合は63.4%と、他の項目に比べると低い割合になっています。その他、学校で「高齢者の人権問題」に関する人権学習を受けたことがあると回答する人の割合は、いずれの年齢層においても、低い結果となっています。
- 成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、高齢化率や認知症高齢者数等と比較して著しく少なく、成年後見制度が十分に活用されていない状況があります。こうした状況の中、平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。同法の施行を受け、本市においても、認知症などにより自身の財産管理や日常生活等に支障があるなど支援を必要とする人への包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、令和3年(2021年)3月に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。
- 多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、旅客施設や建築物、道路等のハード面でのバリアフリー化整備とあわせて、助け合いの心やボランティア意識の醸成など、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

〈取り組みの方向性〉

① 高齢者や認知症についての理解促進

- 認知症サポーター養成講座や高齢者疑似体験、高齢者施設での体験実習などのプログラムを小中学校で実施するなど様々な機会を通じて、高齢者についての理解促進を図ります。
- すべての高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、高齢者の権利に関する啓発を推進します。
- 高齢者が地域社会の一員として様々な活動の場に参加し、生きがいをもって暮らせるよう、世代間交流などの教育活動を行います。
- 高齢者が活発に文化芸術活動を行うことができる環境を整えます。また、読書活動は健康寿命の延伸としても期待されるため、読書環境の充実を図ります。

② 相談・支援体制の充実

- 認知症の高齢者とその家族や支援者・地域住民が集う場の提供や、支援を必要とする市民への情報提供を行います。
- 地域包括支援センター*をはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、いきいきネット相談支援センター*や社会福祉協議会などの関係機関や民生委員児童委員を窓口として、身近な地域で気軽に相談できる相談支援体制の充実を図ります。
- 地域包括支援センターが担当圏域内の様々な店舗に協力を呼びかけ、協力店舗として登録し、ネットワークを構築することで見守り体制のさらなる充実を図るとともに、孤立した生活に起因する支援介入の遅れを防ぐため、見守り活動等による要支援者の早期発見に努めます。
- 生活困窮状態にある高齢者に対して、経済的、社会的に自立して日常生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

*地域包括支援センター……………高齢者のかかえる様々な問題を地域で総合的に支援する相談窓口。市内13か所に設置されています。

*いきいきネット相談支援センター……………地域にお住まいの方や活動団体から、困り事や悩み事についての相談を受け付ける相談窓口。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、ひらかた権利擁護成年後見センター*において成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する対応と、手続きの説明・助言など制度の利用に向けた支援を行います。
- 高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活をいつまでも送ることができるよう、一人ひとりの尊厳保持、人権尊重に留意した支援に取り組むとともに、介護者の負担軽減に向けた取り組みを推進します。
- 地域包括支援センターなどと連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制を整備します。
- 就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センター、地域就労支援センター等と連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。

③バリアフリー化の推進

- 市内の鉄道駅およびその周辺地区を重点整備地区とした移動等円滑化基本構想に基づき、市民・関係事業者と連携しながら道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

*ひらかた権利擁護成年後見センター…成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談に応じるとともに、制度の手続の説明・助言など制度の利用に向けた支援を行う相談窓口。総合福祉会館（ラポールひらかた）に設置されています。

〈関連計画等〉

- ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）
- 枚方市地域福祉計画（第 4 期）
- 枚方市成年後見制度利用促進基本計画
- 枚方市バリアフリー基本構想
- 枚方市交通バリアフリー基本構想
- 星ヶ丘駅・村野駅周辺地区バリアフリー基本構想
- 枚方市立図書館第 4 次グランドビジョン
- 枚方市文化芸術振興計画
- 第 3 次枚方市男女共同参画計画

4 障害のある人*の人権

〈現状と課題〉

- 障害のある人への理解と認識不足から、車いすを使用していることを理由とした入店拒否や、障害があることを理由とした契約拒否など不当な差別等が起こっています。

平成 23 年（2011 年）、「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられました。また、平成 24 年（2012 年）に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は障害者の権利利益の擁護に資することを目的としており、平成 28 年（2016 年）に施行された「障害者差別解消法」では、障害があることを理由とした差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供に係る考え方が示され、地方公共団体や民間事業所に対しては、合理的配慮の提供義務が課されました。

令和元年（2019 年）には、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、国と地方公共団体の責務が示されました。障害のある人が、どこで誰と生活し、活動するかについての選択の機会が確保され、地域の人々との共生が妨げられることのないよう支援が必要です。

- 市民意識調査の結果をみると、「障害のある人の人権問題」に関する学習状況について、小学校で受けた人の割合は、高齢層で 3.8%、中年層で 23.6%、若年層で 41.5%となっており、小学校での学習機会が増加している傾向がうかがえます。

その他、「障害のある人をじろじろ見たり、避けたりする」行為や「障害の有無を他の住民に言いふらす」行為、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい配慮が足りないこと」、「仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと」に関しては、人権上問題があると思う人の割合は 80%を超えており、その他行為を含め、障害のある人に対する人権意識は比較的高い傾向がうかがえます。

- 枚方市では、障害のある人もない人も互いに支え合い、尊重しながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現を目指し、障害のある人の差別解消に向けた啓発など様々な取り組みを進めています。こうした取り組みの中で、令和 3 年（2021 年）には、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定し、手話やろう者*に対する理解促進や言語としての手話の普及促進に取り組んでいます。

*障害のある人…身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人で、障害などにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人として用いています。

*ろう者 ……手話を主なコミュニケーションのための手段として用いる市民のこと。（手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例第 2 条の定義を引用）

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別（同和問題）
3-7	外国人
3-8	HIV 感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

- 障害のある人の権利を擁護する成年後見制度に対する市民の認知度や関心は高いとはいえない状況にあります。また、制度の利用に係る手続きや経済的な負担の大きさ、権利の制限などマイナスイメージを抱いている人が多い状況にあることから、成年後見制度に関する理解が深まるよう取り組みを推進する必要があります。

- 多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、旅客施設や建築物、道路等のハード面でのバリアフリー化整備とあわせて、助け合いの心やボランティア意識の醸成など、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

〈取り組みの方向性〉

①障害についての理解促進

- 障害のある人が、自身の持つ権利を知り、必要な支援を受けることのできる環境を整備するとともに、障害への正しい理解と障害のある人に対する合理的配慮についての理解促進を図ります。

- 障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、一人ひとりの社会的自立に向けた効果的な指導を行います。

- 障害のある人が障害があることを理由にスポーツをあきらめることがないよう、スポーツと出会える機会の充実や参加できる場を創出し、障害の有無に関わらず、スポーツを通じた交流において、ノーマライゼーション*への理解促進を図ります。

- スポーツ選手の体験談等から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学ぶ機会や、車いす体験、ボッチャ等の障害者スポーツ体験などを通じ、違いを理解し認め合う機会の充実を図ります。

- 障害のある人が活発に文化芸術活動を行い、その活動を通じた交流を行うことができる環境を整えます。

- 精神障害に対しては誤った情報や理解不足による偏見や先入観が存在します。また、こうした偏見等により当事者が生きづらさを感じたり、地域での生活が困難となる場合もあります。住み慣れた地域で誹謗中傷等を受けることがなく、いきいきと生活できるよう精神障害等についての理解を深める取り組みを推進します。

*ノーマライゼーション…障害のある人や高齢者等、社会的に不利をこうむりやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。

②虐待防止の啓発推進

- 障害のある人に対する誤解や偏見をなくし、障害を理由とする差別の解消や虐待防止に向けて、啓発を推進します。

③相談・支援体制の整備・充実

- 障害のある人が自ら選択した場所に住み、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する障害者相談支援センター*や基幹相談支援センター*のさらなる周知を図るとともに、相談支援機関と社会福祉協議会や保健・医療・福祉分野の各関係機関などが連携した支援の充実を図ります。

- 障害のある人の虐待事案に対応するため、枚方市虐待防止センター等における相談・支援体制の充実を図ります。

④雇用・就業体制の支援

- 障害のある人の雇用・就業の促進に向け、バリアフリー化など既存事業所の施設整備や障害者雇用の増加のほか、就労支援の場の創設とこれを担う人材育成等を行う事業者を支援します。

⑤バリアフリー化の推進

- 市内の鉄道駅およびその周辺地区を重点整備地区とした移動等円滑化基本構想に基づき、市民や関係事業者と連携しながら道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

*障害者相談支援センター… 障害者や介護者のための相談を行っています。福祉サービスや福祉施設・福祉機器の利用相談、制度の紹介や情報の提供、自立生活のサポート等を行っています。市内4か所に設置されています。

*基幹相談支援センター… 障害者に関する総合的な相談支援の窓口を設置するほか、地域の相談支援事業所への専門的な指導や地域移行・地域定着促進の取り組みなどを行い、地域の相談支援体制強化の取り組みを総合的にを行っています。市内3か所に設置されています。

〈関連計画等〉

- 枚方市障害者計画(第4次)
- 枚方市障害福祉計画(第6期)
- 枚方市障害児福祉計画(第2期)
- 枚方市地域福祉計画(第4期)
- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次枚方市子ども読書活動推進計画
- 枚方市スポーツ推進計画
- 枚方市文化芸術振興計画
- 枚方市成年後見制度利用促進基本計画

- 枚方市バリアフリー基本構想
- 枚方市交通バリアフリー基本構想
- 星ヶ丘駅・村野駅周辺地区バリアフリー基本構想
- 枚方市立図書館第4次グランドビジョン
- 第3次枚方市男女共同参画計画
- 枚方市教育振興基本計画

ひこぼしくんコラム 6

心のバリアフリー? 「バリア(障壁)」って?



バリア(障壁)となるものについて考えよう。
車いすを使用する人にとって、入口の段差や2階へ行くときの階段はバリア(障壁)になるね。

では、バリアは、建物や道路などのハード面だけなのかな。

車いすを使用する人がエレベーターに乗ろうとしたとき、車いすの人を走って追い越し、先にエレベーターに乗り込む人、スマートフォンに夢中で、車いすの人が通る邪魔をしていることに気付かない人。歩道を塞ぐようにして自転車を駐輪する人。

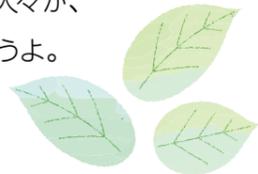
この人たちも、車いすを利用する人にとって、バリア(障壁)になっているね。

誰もが利用しやすい環境づくりは大切だけど、一気に変えることはできない。

でも、一人ひとりが行動や考え方をを変えることによって、取り除かれるバリア(障壁)もある。

「心のバリアフリー」は、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいうよ。

社会の中のバリアによる困りごとや、それによる心の痛みに気付くことができる人になりたいね。



5 こころの病* (うつ病など) に関する人権

〈現状と課題〉

- こころの病で通院や入院をしている人たちは、国内で419万人(平成29年(2017年)厚生労働省患者調査)で、生涯を通じて5人に1人が罹患するとも言われています。しかし、「こころの病は特別な人がかかるもの」という、古くからの風評などから生じる先入観や偏見が解消されたとは言えず、こうした社会の状況において生きづらさに苦しんでいる人たちがいます。こころの病は誰でもかかりうる病気であり、先入観や偏見にとらわれないよう理解を深めることが大切です。
- 市民意識調査の結果をみると、「こころの病(うつ病など)に関する人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は9.0%と低く、「こころの病の患者等の人権問題」に関する学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層で11.9%となっていますが、中年層や高齢層の割合は、より低くなっています。一方で、講演会や研修会に取り上げてほしいテーマとして、「インターネットによる人権侵害」や「子どもの人権問題」に次いで、「こころの病(うつ病など)に関する人権問題」は3番目に高いニーズがあります。

*こころの病…「こころの病」は、種類も症状も様々で、原因が分かっていないものが多くあります。例えば、うつ病と診断された場合でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、身体の病気と関係していることもあります。

〈取り組みの方向性〉

①こころの病(うつ病など)についての理解促進

- 様々な原因からうつ病などのこころの病に罹患することで、周囲の先入観や偏見に遭遇し、人とのコミュニケーションを絶つことや、場合によっては自ら命を絶つ選択に至る深刻なケースがあります。
- 心身の健康の保持増進について取り組むとともに、こころの病に関する正しい知識について理解促進を図ります。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

②相談・支援体制の整備・充実

- こころの病と生活困窮、ひきこもり、ダブルケア*、8050問題*など、複合的な生活課題に対する支援の充実を図ります。
- 「ひらかたいのちのホットライン」や「こころの電話相談」など様々な相談窓口において、丁寧な支援を行うための関係機関とのネットワーク構築や支援の充実を図ります。
- 精神科病院から地域生活への移行の推進や就労に向けた訓練の実施など、保健・医療・福祉の面から、様々な連携強化を図ります。

***ダブルケア** ……子育てと介護を同時に担うこと。

***8050問題** ……80代の親が50代の子どもの生活を支える問題のこと。

〈関連計画等〉

- 枚方市地域福祉計画（第4期）

ひこぼしくんコラム 7

気を付けよう、思い込みや偏見



「容疑者は、精神科に通院歴（入院歴）がある」といった報道があったとき、それを聞いた人はどう感じるかな。

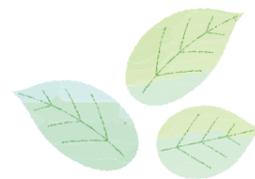
精神科通院歴（入院歴）が、事件と直接関係なくても、因果関係があるように思い込んでしまうかもしれないね。

そして、こころの病を患っている人は、こういう報道を見ると、「自分も犯罪をするような人に周りから思われるのではないかと不安を感じたり、辛い気持ちになるかもしれない。

通院や入院している人は、医師の治療のもと、自らの障害や病を理解して、コントロールできている人が多いのに、こういう先入観や偏見は悲しいことだね。

総人口における精神障害者等の割合は約3%で、一般刑法犯に占める精神障害者等の割合は約1%。統計的にも割合が高くないことがわかっているよ。

先入観や偏見から、無意識に自分も差別する側にならないよう、一人ひとりが正しく知ることが大切だね。



6 部落差別（同和問題）

〈現状と課題〉

- 部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別で、同和地区*出身の人などが、長い間、自由と平等が保障されず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれてきました。そして、こうした身分差別が無くなった現在もなお、同和地区出身であることを理由とする差別が発生するなど、日本固有の人権問題です。

部落差別（同和問題）については、これまでも様々な取り組みが行われており、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、結婚や住宅購入時などに同和地区出身者や同和地区を避けようとする差別意識が依然として存在しています。さらに、戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引での土地調査、インターネット上では同和地区の所在地リストや動画写真の掲載、差別書き込みなどの問題も発生しています。

また、部落差別（同和問題）を口実に、企業や行政機関へ不当な圧力をかけ寄付金を強要するなど、いわゆる「えせ同和行為*」も部落差別（同和問題）の解決を阻む要因となっています。

- 市民意識調査の結果をみると、「部落差別（同和問題）」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は、7.0%と低く、「部落差別（同和問題）」の学習状況について、「受けたことがある」と回答する人の割合は、高齢層で64.0%、中年層で93.1%、若年層で86.0%と、他の人権問題に比べ、学習する機会があることがわかります。

「部落差別（同和問題）」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は7.0%と低いですが、住宅の購入や賃借の際に重視する条件として、「近隣に同和地区があると言われていないか」を選択する人の割合が7.7%、結婚相手に重視することとして、「同和地区の出身であると言われていないかどうか」を選択する人の割合は8.0%となっています。

また、「部落差別（同和問題）」について、「インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること」は人権上問題があると回答している人は61.2%いますが、部落差別（同和問題）に係る「差別的言動をされること」、「結婚等で身元調査されること」、「インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること」などの行為を人権上問題があると回答する人の割合は6割に満たない結果となっています。

***同和地区** ……部落差別（同和問題）の解消に向け、昭和44年（1969年）の「同和对策事業特別措置法」施行以来、平成14年（2002年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、全国的に同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが積極的に進められてきました。ここでは、同法によって指定されていた対象地域を示しています。

***えせ同和行為** ……「部落差別（同和問題）はこわい問題である」という人々の誤った意識が根深く残っていることに乗じて、何らかの利益を得るために、部落差別（同和問題）を口実として、企業や行政機関などに不当な圧力をかけること。

- 部落差別（同和問題）の解消に向けて、市民一人ひとりが差別の現状を知り、正しい理解を深めて行動できるように、人権教育や啓発、相談体制を充実していくことが重要です。また、「えせ同和行為」を排除するための取り組みや企業などへの啓発を行っていく必要があります。

〈取り組みの方向性〉

① 部落差別（同和問題）についての理解促進

- 差別の解消に向け、講演会の開催や広報紙・啓発冊子の活用など部落差別（同和問題）を知る機会の提供と効果的な啓発を行い、部落差別（同和問題）について正しい理解の促進を図ります。
- 学校教育を通じて部落差別（同和問題）に対する認識を深め、部落差別（同和問題）を許さない意識啓発や姿勢を育成します。
- えせ同和行為に対しては、部落差別（同和問題）を正しく理解した上で、毅然とした態度で対応できるよう、事業者等に対して啓発や注意喚起を行うとともに、えせ同和行為の排除に向けて、法務局など関係機関と連携を図ります。

② 相談・支援体制の整備・充実

- 部落差別（同和問題）を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別・中傷・落書きなど、悪質な人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 部落差別（同和問題）の解決へ向け、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会などと連携を図るとともに、国や大阪府、大阪府市長会、一般財団法人大阪府人権協会などとの連携強化を図ります。

〈関連計画等〉

- 部落差別の解消の推進に関する法律
- 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

ひこぼしくんコラム 8

部落差別（同和問題）ってまだあるの？



部落差別（同和問題）は、昔の差別だから、今はもう関係ないって思っていないかな。

「自分の周りで差別的な発言を聞かない = 今はその差別がない」

ではなく、今なお、差別や偏見に苦しんでいる人はいるよ。そして、周りに言えずに苦しんでいることもある。

それに過去の就労機会の不平等などによって生じた経済格差が、今でも住居環境や教育に影響を及ぼし、こうした環境の改善に努力している人たちがたくさんいることも忘れてはいけないね。

普段、「自分は差別をしない」って思っている人でも、自分の親しい人や家族が結婚や居住地を選ぶときに、同和地区出身の結婚相手や同和地区を拒むといった**差別意識が表れることがあるよ。**

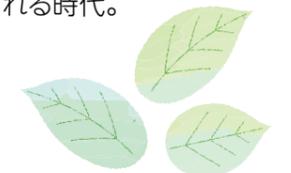
その原因は、その内容に対する無知や無理解。

インターネットが便利になった一方、様々な情報が一瞬で拡散される時代。

部落差別（同和問題）について何も知らなかったら、悪気なく、インターネット上で間違った情報を拡散してしまうこともあるよ。

みんなが、正しく知ることが大切だね。

差別となる行動をしないために、まずは事実や正しい情報を知る。これが大切だね。



7 外国人*の人権

〈現状と課題〉

- 外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権侵害が発生しています。近年では、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ*が社会的な問題となっています。

平成 28 年(2016 年) 6 月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、大阪府においても、令和元年(2019 年) 11 月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されました。

また、平成 30 年(2018 年) 12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向け、取り組むとともに、令和元年(2019 年) には「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、外国人市民等*との共生社会の実現に向けた環境整備が進められています。国際化の進展に伴い、本市においても外国からの留学生や技能研修生の受け入れ、インバウンドによる訪日客や外国人居住の増加が見込まれる中、生活習慣や互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、ともに生きていく社会を築いていくための環境整備が必要といえます。

- 市民意識調査の結果をみると、日本に居住している外国人の人権問題について、あることは知っているという割合は 53.9%、知らないという割合は 14.6%と、合計 68.5%の人が内容までは知っておらず、「外国人の人権」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は 3.9%と低くなっています。

また、ヘイトスピーチについても、あることは知っているという割合は 53.4%、知らないという割合は 13.6%と、合計 67.0%の人が内容までは知っておらず、また、特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は 7.6%と低くなっています。

街頭などで、特定の国の出身の人々について、「日本から出て行け」という行為を人権上問題があると回答している人の割合は 79.0%となっており、日本に居住している外国人に関して「就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること」を人権侵害や人権上の問題としてあると考えると回答する人の割合は 71.5%、「特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)があること」は 70.1%、「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと」は 70.0%となっています。

「結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること」が外国人に対する人権上の問題とし

*外国人……………外国籍の人など外国にルーツを持つ人。

*ヘイトスピーチ…一般に憎悪に基づく差別的な言動のことを言いますが、本計画では、特定の人種や民族であることを理由として、日本社会から追い出そうとしたり、人格をおとしめたり、危害を加えようとするなどの不当な差別的言動として用いています。

*外国人市民等……………外国籍の市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子どもや海外からの帰国者等で、異なる文化にアイデンティティを持つ市民等。(「枚方市国際化施策に関する考え方」より)

であると思う人の割合は、61.1%とやや高い結果が出ている一方、割合は低いですが、結婚相手に重視することとして、「国籍・民族」を選んだ人が 8.4%となっています。また、外国人の子どもが、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいと思う人の割合は 58.4%となっています。

〈取り組みの方向性〉

①多文化についての理解促進

- 外国人市民等が持つ生活文化や宗教上の違いに対する理解不足が偏見や差別の主な原因となるため、歴史・文化・宗教の違いの違いとして受けとめ、多文化についての理解促進を図ります。

- 子どもたちが文化芸術に触れることにより、多様な個性や能力を開花させるだけでなく、他者と共感し合い、互いを理解する心を育むため、学校教育と連携し、文化芸術に関わる様々な体験ができる機会の充実を図ります。

②ヘイトスピーチに対する啓発推進

- 外国人市民等に対する根拠のない偏見に満ちたヘイトスピーチをなくすため、市民が誤った認識や偏見を持つことがないように、啓発を推進します。

③相談・支援体制の整備・充実

- 日本での生活にあたり、外国人市民等の疑問や相談に対応できる相談体制の充実を図ります。
- 生活ルール等を知らないために生じる偏見や不利益が生じないように、外国人市民等が日本の生活習慣や本市に居住するにあたり必要な生活ルールを知り、理解するための機会の充実を図ります。
- 外国人市民等が地域で生活していくために必要な情報を得ることができるように、市政情報等の多言語発信や「やさしい日本語」の活用、日本語習得のための機会の充実を図ります。
- SNS やインターネット上での人権侵害を通報やモニタリング等で把握したときには、削除要請を行い、被害や差別情報の拡散を防止するとともに、法務局などの関係機関と連携し、迅速な対応を行うなど、相談、被害者支援の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 枚方市国際化施策に関する考え方
- 枚方市文化芸術振興計画
- 枚方市教育振興基本計画
- 第 3 次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム 9

相手のことを知ること、 自分たちのことを知ってもらうこと



日本にはどのくらいの外国人が住んでいるんだろう？

令和3年度(2021年度)末の法務省の統計では、約276万人が居住してるんだって。

では、旅行で訪日する外国人は？

令和元年(2019年)、新型コロナウイルスの感染拡大前の統計では、年間約3,200万人もいて、外国人は、日本にとって、すごく身近な存在。

それなのに、特定の国の出身であることを理由に、ひどい言葉を投げかけられたり、日本の文化や習慣をあまり知らないことにより、周りとうまく溶け込めず、悲しい思いをしている人がいるよ。

枚方市に居住している外国籍市民は約4,000人(枚方市民100人に約1人の割合)。

枚方市では、枚方市に住む外国人のみんなが生活で困らないよう「外国人のための枚方生活ガイド」という、生活に必要な情報をまとめたガイドブックを英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、日本語の7か国の言語で作っているよ。まわりに日本語の読み書きに困っている人がいたら、日本語以外のガイドブックがあることを教えてあげてね。



言葉や文化、生活習慣の違い、お互いを知らないことで差別や偏見が生まれないように、

まずは相手を知ること、そして、自分たちを知ってもらうこと。

異なることを否定するのではなく、お互いを知ることから始めてみよう。

8 HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権

〈現状と課題〉

- HIV感染者に対しては、日常生活での接触で感染することがないに関わらず、感染を理由とした就職拒否や入居拒否などの人権侵害が起きています。HIV感染症について、正しい知識を持つことが必要です。
- ハンセン病対策については、かつて、国によって採られた施設入所政策のもとで、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した事実を鑑み、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える法改正が行われました。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- 市民意識調査の結果をみると、「HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」について、あることは知っているという回答する人の割合は52.4%、知らないという回答する人の割合は17.5%と、合計69.9%の人が内容までは知っておらず、「HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も2.8%と低くなっています。「HIV感染者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」行為については、人権上問題があると思う人の割合は75.0%となっています。「HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」の学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層で12.7%、中年層で5.0%、高齢層で0.2%と低くなっています。

〈取り組みの方向性〉

① HIV感染症・ハンセン病についての理解促進

- HIV感染症に関する正しい知識やハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行うことにより、HIV感染症・ハンセン病について理解促進を図ります。

② 相談体制の整備・充実

- 当事者の立場に立った相談対応に努めるとともに、安心して相談できる人権相談体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

正しい知識を身に付けよう 「HIV」、「エイズ」って?



HIVとエイズの違いは知ってるかな。

HIVは、ヒト免疫不全ウイルスというウイルスの名前で、エイズは後天性免疫不全症候群という病気の名前なんだ。HIVに感染しているけれど、エイズを発症していない人のことは「HIV感染者」といって、日本では、2万人以上いるという報告があるよ。

HIVに感染しても、早期発見・早期治療すれば、発症を予防もできるし、治療法も進んでいるから、多くのHIV感染者が感染前とほぼ変わらない生活を送れるんだって。

そもそも、**HIVは感染力が非常に弱く、学校や職場等の日常生活では感染しない**し、主な感染経路は、性行為や血液感染だけど、適切に治療を継続して体内のウイルス量が減少すれば、性行為でも感染を起こさないことがわかってきているよ。

でも、HIVの感染者は、様々な要因により**偏見を持たれることをおそれて、検査や治療を控えてしまうという問題もある**し、輸血等で感染した人たちが、これらの偏見や差別への不安から被害を訴えにくくなったりしている。

HIVやエイズについて、正しい知識を持って、不確かな情報に影響されないことが大切だね。

正しい知識を身に付けよう「ハンセン病」



ハンセン病の療養所の入所者数は約927人(令和4年5月1日時点)で、既にハンセン病は治っていて、平均年齢は87.6歳だそうだよ。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症だけど、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在は治療法が確立しているから、完治する病気だよ。

でも、昭和の初期に、ハンセン病患者を強制的に入所させるという隔離政策が行われた結果、「ハンセン病はとても怖い病気」という認識が植え付けられてしまったんだ。

それから、ハンセン病患者だけでなく、家族の人への差別や偏見が強まり、住み慣れた地域からの引っ越しを余儀なくされるといった辛い事実もあったんだって。

治療法が確立された現在でも、正しい事実があまり理解されていないことが原因で、ホテルの宿泊を拒否された事件など、差別はなくなっていないよ。

ハンセン病に関する差別は、周りの間違った認識や対応により、差別を深刻にした事例だね。正しい知識を身に付けることで、防げる差別がたくさんあるってわかったね。

9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権

〈現状と課題〉

- 令和元年(2019年)に発生した新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちへの偏見や差別、排除という事態が起きました。感染者が、本来得られるべきいたわりや共感、支援ではなく、感染したことを非難され、その責任を問われるなど、差別や排除に怯えながらの生活を余儀なくされる状況に陥っています。
また、感染の不安から、感染者やその家族に対する差別が起こり、子どもたちが学校に行きにくくなる状況が生まれ、子どもたちの教育を受ける権利が阻害されることが危惧されています。
- 新型コロナワクチンの接種に関して、体質や持病など様々な理由で、接種を受けられない人もいます。接種は強制ではなく、発症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解し、自らの意思で接種するものですが、接種しないことにより、接種の強要や差別的な扱いを受ける事例も起きています。
- 市民意識調査の結果をみると、新型コロナウイルスの感染症の患者等について、「マスメディアやSNS(ラインやツイッターなど)で興味本位の不確かな情報が拡散されること」、「患者や感染者、医療従事者やその家族等が差別的な発言や行為を受けること」について、人権上問題があると思う人の割合は、高くなっています。
- 新たなウイルス等感染者や濃厚接触者に対する偏見や差別を解消するためにはウイルス等に関する正しい理解を広めていくことが重要です。また、未知なものに対する過剰な忌避意識は偏見や差別の拡大につながることを一人ひとりが自覚し、人権意識を高めていくことが大切です。感染予防対策を講じながら、感染拡大が人権侵害の拡大につながらないように取り組んでいく必要があります。

〈取り組みの方向性〉

①感染症についての理解促進

- 感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者、健康上の理由等で感染予防対策が困難な人などに対する偏見や差別の解消に向け、新たなウイルス等感染症についての情報発信を適切に行い、理解促進を図ります。

②相談・支援体制の整備・充実

- 新たなウイルス等感染症に起因する貧困と格差の拡大を生み出さないよう庁内の関係機関が連携し、人権の視点に立った相談体制の充実を図ります。

- 児童・生徒並びにその保護者が抱く感染症への不安や恐れを軽減するため、学校においても、新たなウイルス等感染症に関する情報発信を適切に行うとともに、誰もが感染するリスクがあること等への理解を深め、差別により教育を受ける権利が阻害されないよう指導を行います。

〈関連計画等〉

- 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画

ひこぼしくんコラム 12

新型コロナウイルスの感染拡大で見えてきたこと



「コロナ差別」「自粛警察」「ワクチン差別やワクチンハラスメント」って聞いたことがあるかな。

医療従事者の家族がいることを理由に、心無い言葉を掛けられる、感染者として氏名が暴露され、本人が誹謗中傷を受ける等の「コロナ差別」。

府県をまたいで移動した車を見つけ、車に傷をつける、コロナ感染者が利用したお店の画像をアップする等、個人が自発的な制裁行為を行う等の「自粛警察」。

ワクチンを接種しない人を一方的に批判し、接種を強要する「ワクチン差別やワクチンハラスメント」。

新型コロナウイルスという新たなウイルスの感染拡大により、人の気持ちを考えず、本人としては「善意」や「正義感」のつもりで感染者等を批判したり、感染者等が近くにいることへの「不満」、「不安」等、様々な感情から他人を差別・誹謗中傷するという事例が多発したんだ。

こんなときこそ、いろんな人の気持ちを考えてみよう。

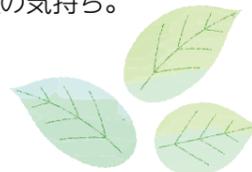
みんなの治療のために頑張っている医療従事者やその家族、感染者や濃厚接触者となった人の気持ち。

府県境に住んでいて、勤務地が他府県の人の気持ち。

アレルギー等の理由からワクチンを接種したくても、接種できない人の気持ち。

正しい情報を知る。そして、誰もが感染のリスクを抱えている。

「自分がその立場だったら」と考えて、思いやりのある行動を心がけよう。



10 犯罪被害者やその家族等の人権

〈現状と課題〉

- 理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、そのことによる精神的・経済的被害など、様々な問題に苦しんでいます。犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していくために「犯罪被害者等基本法」が平成 17 年（2005 年）4 月に施行され、被害者の権利が明文化されました。また、同年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、大阪府では、平成 18 年（2006 年）12 月に全国に先駆けて「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を策定し、様々な支援施策を総合的・体系的に推進してきました。平成 31 年（2019 年）4 月に犯罪被害者支援の理念や基本方向等を明示した「大阪府犯罪被害者等支援条例」を施行したことから、取組指針を改定し、令和 2 年（2020 年）1 月に改めて「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」として決めました。

- 市民意識調査の結果をみると、「犯罪被害者やその家族の人権問題」について、あることは知っているという回答する人の割合は 53.3%、知らないという回答する人の割合は 10.8%と、合計 64.1%の人が、内容までは知らず、「犯罪被害者やその家族の人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も 8.9%と低くなっています。

「犯罪被害者やその家族の人権問題」の学習状況については、ほとんどの人が受けていないことがわかります。

- 犯罪被害者やその家族という理由で、差別や偏見を受けて、社会的孤立に追いやられる人権侵害もあります。こうした社会的孤立から救うためには、当事者などの気持ちに寄り添い、適切な支援を行うことが必要です。また、被害者に対する集団的な過熱取材によるプライバシーの侵害などの二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域で安心して暮らしていけるように社会全体で支えていく取り組みが必要です。

- 市民誰もが犯罪被害者やその家族にならないよう、犯罪のない社会、犯罪の加害者や被害者がいない社会を実現するための取り組みが必要です。そのためには、犯罪加害者が二度と犯罪を起こさないよう、刑を終えて出所した人が社会復帰して地域で暮らすことができ、更生に向けて必要に応じた福祉的支援などを受けることができるよう国や大阪府と連携した支援が必要です。

〈取り組みの方向性〉

①犯罪被害者等の人権についての理解促進

- 犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、被害者が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、犯罪被害者の人権についての理解促進を図ります。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV 感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

②相談・支援体制の整備・充実

- 早期からの支援に繋がる相談や情報提供を行うとともに、国や大阪府、民間団体との連携強化を図り、深刻な状況にある犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰に向けた支援を行います。
- 犯罪や非行を防止するための指導や支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直り、地域で暮らすための相談・支援体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 犯罪被害者等基本計画(国)
- 大阪府犯罪被害者等支援に関する指針

ひこぼしくんコラム 13

犯罪被害者家族の気持ち

犯罪被害者が「なぜ私が?」という理不尽で許せない気持ち、辛く悲しい気持ちになるのは想像できるね。

では、その家族の気持ちはどうなんだろう。

犯罪そのものによる精神的ショックや身体の不調だけでなく、興味本位のうわさや中傷、捜査や裁判などの過程において、被害後も苦しんでいる被害者本人。

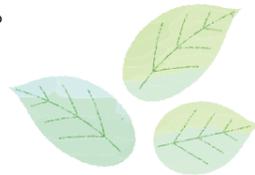
ずっと苦しみ続ける本人を、近くで見ている家族は、本人と同じように苦しんでいるのではないかな。

ましてや、家族が犯罪被害によって命を落としたとしたら、どうだろうか。

事件に巻き込まれたとき、それが何度も報道されたり、過剰な取材を受けたらどんな気持ちになるだろう。思い出したくない事実と、何度も向き合うことになる。これも、辛いよね。

そして、被害者や家族のプライバシーの侵害につながる場合もある。

犯罪被害者やその家族の深刻な心身の傷や悲しい気持ちを大きくしないよう、周りの人の配慮と支えも大切だね。



11 ホームレス*の人権

〈現状と課題〉

- ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の問題を抱えている場合があり、このような様々な背景から路上生活などを余儀なくされています。しかし、社会では自己責任論が強く、ホームレスを偏見や差別の眼差しで見られる傾向があり、暴力を伴う襲撃等により、命の危険にさらされる場合もあります。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、ホームレスの様々な状況に応じて、自立につながる支援が求められています。
- 市民意識調査の結果をみると、「ホームレスの人権問題」について、あることは知っているという回答する人の割合は55.0%、知らないという回答する人の割合は12.5%と、合計67.5%の人が、内容までは知らず、「ホームレスの人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も1.4%と低くなっています。また、「ホームレスの人権問題」に関しての学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層で3.8%、中年層で1.1%、高齢層で0%と低く、「公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去る」行為を人権上問題があると思う人の割合は52.7%と低くなっています。
- 平成27年(2015年)に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者が増加しています。ホームレスに対する偏見や差別をなくすとともに、各種相談対応や自立に向けた支援などが重要となります。

*ホームレス…路上生活者

〈取り組みの方向性〉

①ホームレスについての理解促進

- ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の問題を抱えている場合があり、自己責任では解決できない様々な背景から路上生活などを余儀なくされていることがある等、ホームレスの人権問題について理解促進を図ります。

②相談・支援体制の整備・充実

- ホームレスの人権に配慮するとともに、関係機関と連携を図りながら、当事者の立場に立った相談・支援体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 枚方市地域福祉計画(第4期)

12 性的マイノリティ (LGBT 等)*の人権

〈現状と課題〉

- 性のあり方には、「からだの性」、「こころの性」、「好きになる性」、「表現の性」などの構成要素があり、人それぞれに性のあり方は異なります。しかし、現状の社会では、性別は男性と女性の二つであり、その「からだの性」と「こころの性」は一致し、異性愛が当然であるとする認識が大多数を占めています。こうした中、性的マイノリティ(LGBT 等) に対する偏見や差別、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するという問題が起こっています。枚方市男女共同参画推進条例では、「何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。」と規定しています。
- 性のあり方に悩む当事者が、第三者からのアウティング*により自ら命を絶つ事案もあり、相談を受ける側にもこうした事案に繋がることのないよう細心の注意を払う必要があります。また、当事者の意図しない公表がなされない、安心して相談できる相談環境や支援体制の構築が求められています。
- 市民意識調査の結果をみると、「性的マイノリティ (LGBT 等) の人権問題」について、あることは知っているという回答する人の割合は 48.2%、知らないという回答する人の割合は 17.8%と、合計 66.0%の人が、その内容までの理解に至っていません。
「性的マイノリティ (LGBT 等) の人権問題」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は 9.2%とそれほど高くない状況ですが、年齢層別でみると、中年層が 7.2%、高齢層が 5.4%と低い割合である一方、若年層の割合は 21.6%という結果が出ています。
また、人権上問題があると思う行為として、「性的マイノリティ (LGBT 等) への理解や認識が不足していること」、「学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること」、「職場で性的マイノリティ (LGBT 等) であることを公表している人が隣になることを嫌がる」、「パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと」の割合が 70%台、「性的マイノリティ (LGBT 等) に対する相談や支援体制が十分でないこと」や「就職の時や職場で不利な扱いを受けること」などの割合が 60%台となっています。
- すべての人が性のあり方に関わりなく自分らしく生きることができるよう性的マイノリティ (LGBT 等) への偏見や差別をなくし、性的指向や性自認*の多様性が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。

*性的マイノリティ(LGBT等)……LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー) など、恋愛や性愛の対象が同性の人や両性の人、出生時に判定された性と自認する性が異なる人などの総称として用いています。LGBTQ、LGBTQ+と表現される場合もあります。

*アウティング……本人の了解を得ずに、他の人に公にしている性的指向や性自認等の秘密を暴露する行動のこと。

*性的指向や性自認……性的指向(Sexual Orientation)は、恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするかを言い、性自認(Gender Identity)とは、自己の性別についての認識のことを言います。また、あわせて「SOGI」と表現します。

〈取り組みの方向性〉

①性の多様性についての理解促進

- 性の多様性についての理解を深めるため、学校での教育や生涯学習、職場研修などを通じた学習機会を提供します。また、性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識や当事者が意図しないアウティング防止に重点を置いた啓発を行います。

②相談・支援体制の整備・充実

- 当事者に寄り添い、応援する支援者(ALLY*)の育成に向け、職員への研修を行うとともに、市民を対象とした講座等を開催することで、支援者の拡大を図ります。
- 性的指向や性自認にかかわらず、すべての人が安心して自分らしく生きるための相談窓口の周知や当事者に寄り添った相談対応、情報提供を行うとともに、専門相談機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。

*ALLY…アライと読み、性的マイノリティ(LGBT等)の当事者を理解し、支える人のこと。

〈関連計画等〉

- 第3次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム 14

みんな違う、性のあり方



LGBTの人たちは、人口の約8.9%いると言われているよ。

これは、約11人に1人の割合。でも、今の社会では、周囲の無理解や偏見を恐れて、誰にも言えず悩んでいる人もまだまだ多いんだって。

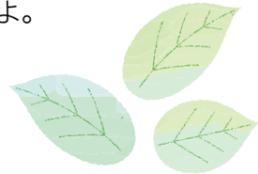
生物学的な体の性別、自分の内面の性別、恋愛感情や性的な興味関心がどの性別に向いているか、服装・しぐさ・言葉づかいなど、性的指向や表現は、みんなそれぞれ。

みんなが思う「当たり前」や「普通」が、無意識に誰かを傷つけていることがあるよ。

誰かを傷つけないように、**自分が思う「当たり前」や「普通」が、ほかの人の「当たり前」や「普通」とまったく違うこともある**ことを認識しないとイケないね。

枚方市では、平成31年(2019年)から性的マイノリティ(LGBT等)のカップルによる「パートナーシップ宣誓」を受け付けていて、当事者同士が互いにパートナーであることを公的に証明して、一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取扱いを行っているよ。

誰もが『ありのままにじぶんらしく』生きていけるよう、多様な性のあり方を理解しよう。



13 職業や雇用をめぐる人権

〈現状と課題〉

- 「職業選択の自由」はすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかし、部落差別(同和問題)や性別、年齢、国籍、宗教的、道徳的な理由による差別的な採用選考のほか、「力仕事に従事しているから」、「非正規社員だから」など、特定の職業やその従事者、従事形態に対する偏見や差別が存在しています。
- 市民意識調査の結果をみると、「職業や雇用をめぐる人権」について、あることは知っているという回答する人の割合は51.7%、知らないという回答する人の割合は12.0%と、合計63.7%の人が、内容までは理解しておらず、「職業や雇用をめぐる人権問題」の学習状況については、多数の人が受けていないことがわかります。
また、採用面接において「宗教」や「家族の状況(職業、続柄、健康、地位、学歴、年収、資産など)」、「支持政党」を質問する行為を人権上問題があると思う人の割合は60%以上となっています。
- 就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであるため、求人募集・採用選考にあたっては、求職者などの個人情報の適正管理と、差別のない公正な採用選考が行われる必要があります。あらゆる職業や働き方の違いを一人ひとりが理解・尊重し、偏見や差別を解消していくための教育・啓発に取り組む必要があります。

〈取り組みの方向性〉

①職業や雇用についての環境づくりの促進

- 公共職業安定所や大阪府、枚方事業所人権推進連絡会等と連携し、多様な働き方への理解促進や職業差別防止に向けた啓発、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない環境づくりに向け、取り組みます。

〈関連計画等〉

- 第3次枚方市男女共同参画計画



長時間労働による過労死、就職活動や職場におけるハラスメントや不当な差別。企業が関わる「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられることもあるね。

令和2年(2020年)10月、国が『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)』を策定し、企業が人権を大切にすることが、さらに期待されているんだ。

人権の保護・促進は、SDGsの達成と表裏一体の関係にあるとされているし、「ビジネスと人権」の取り組みは、「ESG投資*」の「S(社会)」に区分される重要な要素の一つとして、投資家による資金呼び込みの観点からも重要視されているよ。

ちなみに、憲法では、「職業選択の自由」が保障されているね。誰でも自由に、自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるっていうこと。

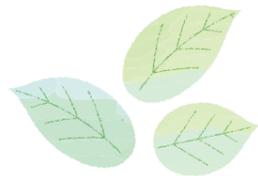
そのためには、企業が客観的な判断により、合理的な採用選考をする必要があるんだ。

採用面接で、結婚の予定、結婚しても仕事を続けるか、国籍、本籍、宗教に関することなど、「本人に責任のない事項」や「本来、自由であるべき事項」が就職に影響することは、就職差別につながるよ。

どんなときも、不合理な情報に左右されることなく、「目の前にいる、その人自身を見る」ということが大切だね。

***ESG投資**…従来の財務情報だけでなく、環境(Environmemt)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のことを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的リスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会(オポチュニティ)を評価するベンチマークとして、SDGsと合わせて注目されています。日本においても、投資にESGの視点を組み入れることなどを原則として掲げる国連責任投資原則(PRI)に、日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が2015年に署名したことを受け、ESG投資が広がっています。

(経済産業省ホームページより)



14 セクシュアルハラスメント*、パワーハラスメント*などハラスメント

〈現状と課題〉

●令和2年(2020年)6月、いわゆる「パワーハラスメント防止法」が施行され、職場などにおける様々なハラスメントへの対策に加え、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられました。ハラスメントとは、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントがあり、職場だけでなく地域や家庭、友人同士などの中での倫理や常識を超えた嫌がらせ(いわゆるモラルハラスメント)もそれにあたります。また、行き過ぎた顧客からの攻撃など(いわゆるカスタマーハラスメント)や、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取扱い(いわゆるマタニティハラスメント*)も、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に違反するものとして、決してあってはならないものです。

●市民意識調査の結果をみると、「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの人権問題」の内容をある程度理解している人の割合は58.4%と比較的高い状況ですが、「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの人権問題」を特に深刻な人権問題と考える人の割合は、高齢層が若年層や中年層より10ポイント以上低い結果となっています。

●企業だけでなく、働く人の意識啓発を促進し、ハラスメントは人権侵害であるという認識を高めていくことで、対等な職場環境づくりをめざす必要があります。また、ハラスメントの実態を把握し、被害者の救済に繋げていくためには職場内での相談体制の構築も重要です。

●ハラスメント予防や防止の取り組みは職場だけでなく、地域活動などあらゆる場面においても必要です。そのためには、地域活動などに参画する様々な主体においてハラスメントを許さないという意識の高揚が重要です。

***セクシュアルハラスメント**……………職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

***パワーハラスメント**……………職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超え、継続的に、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

***マタニティハラスメント**……………働く女性が妊娠したことや出産を理由に、解雇されたり、働くことを強制的に制限されたり、妊娠・出産にあたり精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

〈取り組みの方向性〉

①ハラスメント防止の啓発推進

- 職場や学校、地域等の様々な機会において、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、啓発を推進します。
- 枚方事業所人権推進連絡会等と連携し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進を働きかけます。

②相談・支援体制の整備・充実

- ハラスメントに悩んでいる人のために、専門相談機関との連携など、相談体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 第3次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム 16

ハラスメントにあったら…

市民意識調査で、「自身が人権侵害にあつたとき、どう対応したか？」という質問をしたのだけど、一番多い回答は「我慢した」で**51.5%**と高い割合だったんだ。職場でハラスメントにあつたとき、解決に向けて次の行動をしてみよう。

1 どんなことをされたのか記録

5W1H(いつ、どこで、誰が、何を、何のために、どのようにしたのか)を記録しよう。事実確認のときに有効だよ。メモや録音などしてね。

2 周囲に相談する

一人で悩まず、職場なら上司や同僚などに相談してみよう。周りの協力により、本人に気付いてもらえることがあるよ。

3 会社の窓口や人事担当者に相談する

会社等の組織は、相談者が不利益にならないよう、プライバシーの確保等を配慮した上で対応することになっているよ。

4 外部の相談窓口相談する

身近に相談窓口がない場合や、解決できない場合は、外部の相談窓口を利用しよう。パワハラ等の職場でのハラスメントは、労働局や労働基準監督署でも相談を受けてもらえるよ。

【注】第三者が加害者に対し、対応しようとするときは、事前にその旨を被害者本人に確認してね。同意なく行動すると、本人が辛い気持ちになることがあるよ。

15 インターネットによる人権侵害

〈現状と課題〉

- インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして普及し、近年は SNS の活用など、さらに身近なものとなっています。その一方で、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数起きています。しかし、発信者特定や情報削除をするためには、多くの時間、手間、費用が必要で、被害者の人権を守る法整備が十分になされていません。また、インターネットを悪用した犯罪に、子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。SNS 上で頻発しているいじめは、保護者や教師などが外部から発見しにくく、表面化した時点で重大な局面に至っていることもあります。
- 市民意識調査の結果をみると、「インターネットにおける人権侵害」の内容をある程度理解している人の割合は 53.4%と比較的高く、「子どもの人権問題」に次いで 2 番目に特に深刻な人権問題と考えられています。また、「他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること」、「フェイクニュース(真実ではない情報)や誤った情報が拡散されること」、「わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること」、「SNS(ラインやツイッターなど)による交流が犯罪を誘発する場となっていること」などを人権上問題があると思う人の割合は 80%台となっており、「問題のある情報を書き込んだ人を特定するための手続や、その情報の削除や訂正に時間がかかること」についても人権上問題があると思う人の割合も多くなっています。
- インターネット上の人権侵害を防止するためには、市民一人ひとりがインターネットの利点や問題点を理解し、その利用にあたっては、情報が不特定多数の人に見られるということを意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないように配慮することが必要です。

〈取り組みの方向性〉

①インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進

- インターネットの利用にあたって、メディア・リテラシー*の向上と個人情報や他の人を傷つける情報を流さないよう教育及び啓発を推進します。

*メディア・リテラシー…インターネットなどメディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

②インターネット上の差別情報の拡散防止

- インターネット上の誹謗中傷、いじめ発言などを通報やモニタリング等により把握した場合は、法務局等の関係機関と連携し、削除要請を行うなど、差別情報の拡散や被害を防止します。また、いじめなど学校や関係部署と情報共有を図ることで、重大な人権侵害に繋がることのないよう取り組みます。

③相談・支援体制の整備・充実

- SNS やインターネット上での人権侵害に関する相談については、さらなる差別情報等の拡散防止の観点から法務局など関係機関と連携しながら迅速な対応を行うなど、被害者支援の充実を図ります。

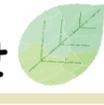
〈関連計画等〉

- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 枚方市教育振興基本計画
- 第3次枚方市男女共同参画計画
- 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

ひこぼしくんコラム 17



便利と危険が隣り合わせ

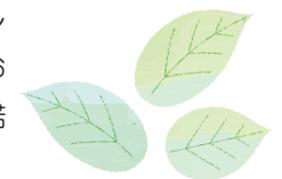


インターネットは匿名で簡単に情報発信できるし、瞬時に世界中に伝えることもできる便利なツールだけど、使い方を間違えると大変なことが起こるよ。

人の心を傷つける「凶器」にもなるし、**使い方次第で、無意識に人権を侵害する「加害者」になることもある。**正しいルールと知識を身に付けてほしいな。

次のことに気をつけてみてね。

- ★他人への誹謗中傷や差別的な内容を書き込まない。
- ★他人の書き込みに対し、挑発や差別を助長する書き込みをしない。
- ★使用する言葉に注意。暴力的な言葉はだめ。
 - ▶関係する人を傷つけたり、怒らせたり、悲しい気持ちにさせる場合があるよ。
- ★根拠のないうわさ話を載せない。
- ★他人の秘密や出处不明の情報を安易に拡散しない。
 - ▶その情報が不適切だった場合、拡散した人も社会的責任を問われる場合があるよ。
- ★人が映っている写真や動画を勝手に載せない。
- ★知り合いの連絡先や住所など、個人情報を無断で載せない。
- ★雑誌や書籍に載っているマンガ、写真、記事などを勝手に載せない。
 - ▶違う目的に使用されるおそれ、拡散されるおそれ、なりすましの被害に遭うおそれ、ストーカー被害などに巻き込まれるおそれがあるよ。そして、載せる内容によっては、著作権の許諾などが必要な場合があるよ。



16 ひきこもりの状態にある人の人権

〈現状と課題〉

- ひきこもりの問題は、様々な要因が絡み合っている場合が多く、対人関係や進学への悩み、就労の困難さ、生活困窮など、その年齢や状況によっても要因は多岐に渡っています。しかしながら、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立し相談支援につながらない傾向があります。また、80代の親が自宅にひきこもる50代の子の生活を支える問題「8050問題」が顕在化しており、こうした家庭では親子で社会や地域から孤立するリスクを抱えるなど、社会的な課題となっています。
- 市民意識調査の結果をみると、ニートやひきこもりの状態にある人に「怠けていないで働きなさい」と言うことについて、人権上問題があると思う人の割合は64.3%と低く、ひきこもりの状態にある人に対する社会的な理解が不十分な状況にあります。
- ひきこもりの問題に対応するためには、精神保健福祉分野だけでなく、教育、労働など様々な分野の公的機関や民間支援団体などの協力・連携による包括的な支援体制の構築が必要です。同時に、ひきこもりの問題についての正しい理解の促進と、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進することや、相談機関につながるため、学校や行政による積極的な情報提供が求められます。

〈取り組みの方向性〉

①ひきこもりに関する理解促進

- 専門知識を有するコーディネーター等が講座などを実施することにより、ひきこもりの状態にある人を支援するボランティアを増やすとともに、ひきこもりの問題に関する理解促進を図ります。
- ひきこもりの状態にある人が社会的に孤立しないよう、地域において様々な体験ができ、交流が促進される機会を作るとともに、ひきこもりの状態にある人が抱える課題等を地域で共有し、ひきこもりに関する理解促進に繋がります。
- ひきこもりの状態にある人がやりたい仕事を見つけるため、身近にある企業や行政機関などにおける職場体験の実施について協力を求めるなど、企業等への理解促進を図ります。

②相談・支援体制の充実

- ひきこもりの状態にある人は、学校へ行くことや外出ができない状態であるため、多くの人が相談に至っていない現状があります。当事者ができるだけ早期に相談窓口へと繋がるよう、効果的な情報発信と相談対応を行います。
- 働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、相談者のニーズや状況に合わせて、一人ひとりに合った就労支援体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 枚方市子ども・若者育成計画改訂版
- 枚方市地域福祉計画(第4期)

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

17 様々な人権問題

人権問題には様々なものがあり、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくためには、「人権問題を知ろう、理解しよう」とする姿勢が不可欠です。

(1) 東日本大震災等災害に起因する人権問題

- 平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとししました。多くの人々が避難生活を余儀なくされた中、被災者に対する嫌がらせやいじめ、原発事故に伴う風評による偏見や差別が今なお存在しています。
- 避難生活では、女性や介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人などに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されました。災害は多くの人命を危険にさらします。こうした時こそ、一人ひとりが被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していく意識が必要となります。

〈関連計画等〉

- 枚方市地域防災計画
- 枚方市地域福祉計画（第 4 期）

(2) アイヌの人々の人権

- アイヌの人々は、アイヌ語や伝統的な儀式・祭事などをはじめとする独自の豊かな文化を持っています。しかし、アイヌの人々は、江戸時代の松前藩による支配、さらに明治時代の「北海道旧土人保護法」に基づく日本国民への同化施策により、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、伝統的な生活習慣や文化が尊重されてきませんでした。
- 令和元年（2019 年）5 月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別などの禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められています。アイヌの人々に対する差別や偏見をなくすためには、アイヌの人々に対する正しい知識と理解を深め、違いを尊重する環境整備を進めることが重要です。

(3) 北朝鮮当局に拉致された被害者やその家族の人権

- 北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。平成 18 年（2006 年）6 月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。
- 拉致問題は、日本の喫緊の国民的課題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

(4) 人身取引(性的サービスや労働の強要等)に関する人権問題

- 平成 26 年（2014 年）12 月、犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画 2014」が策定されました。当該計画に基づき、日本における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取り組みについて広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、取り組みが進められています。しかしながら、令和 3 年（2021 年）の日本における人身取引の被害者は 47 人で前年より 9 人増加し、そのすべてが女性で、18 歳未満の児童が 18 人という状況です。
- 何らかの事情で家に居ることができない児童を優しい言葉で引き込むなど、SNS を利用する若い世代等をターゲットとして、違法風俗店での性的サービスや売春を強要されるケースや借金を理由に暴力や脅迫を受けながら、強制的に働かされるケース等が発生しており、誰もが被害者になり得る可能性があります。被害者は、深刻な精神的・肉体的苦痛を受け、その被害の回復は非常に困難を伴うことから、人身取引は人権を軽視する重大な犯罪であると認識するとともに、こうした状況を把握した場合は、警察署に通報するなど被害者の救済につなげる必要があります。

1 庁内外の推進体制

(1) 人権施策の推進体制

① 枚方市人権擁護推進本部

人権施策の総合的な推進を図るため、市長を本部長とする「枚方市人権擁護推進本部」（以下、「本部」という。）を適宜開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

また、各部の総務担当課長で構成する「枚方市人権擁護推進本部幹事会」を設置し、案件の事前審議を行うことで、本部の円滑な運営を行います。

人権尊重の視点をあらゆる施策に生かしていくためには、各分野の行政計画に基づく施策展開や事務事業において、常に、新たな人権課題に対応できているか、人権尊重の視点をより一層生かしていくためには何をすべきか、という観点での検討や、市民の人権意識調査等の結果も踏まえ、継続的に見直しを行いながら取り組みを推進することが求められます。

毎年度、分野ごとに本計画に基づく取り組み状況を確認するとともに、取り組み状況に関する人権尊重のまちづくり審議会や本部からの意見を踏まえ、効果的に人権施策を推進していきます。

合わせて、市職員が人権についての正しい理解と認識を深め、さらなる人権意識の高揚を図ることを目的として、様々な人権問題に関する研修に取り組みます。

② 枚方市人権尊重のまちづくり審議会

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」に基づき設置している「枚方市人権尊重のまちづくり審議会」を定期的で開催し、計画の推進に関する審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(2) 国や大阪府など関係機関との連携

国や大阪府、他の市町村及び民間団体、事業者などとの連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うとともに、人権に関する研修の実施や情報交換を行う機会の充実を図ります。

(3) 市民など多様な主体との連携

人権施策は市の主体性のもと、市民、特定非営利活動法人、事業者、各機関、団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに連携し、推進していきます。

2 計画の期間と見直し

本計画は、10年を計画期間とした中長期的な計画とし、社会情勢の変化等に対応するため、5年を目途に中間見直しを行います。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別 (同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV 感染者等
3-9	新たな ウイルス等
3-10	犯罪被害者 等
3-11	ホームレス
3-12	性的 マイノリティ
3-13	職業や 雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの 状態にある人
3-17	様々な 人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

公 人 第 9 8 6 号
令和3年(2021年)3月22日

枚方市人権尊重のまちづくり審議会
会長 明石 一朗 様

枚方市長 伏見 隆

(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について (諮問)

標記の件につきまして、枚方市人権尊重のまちづくり条例(平成16年条例第1号)第3条第2項の規定に基づき、(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について、諮問します。

参 考 資 料

令和4年(2022年)4月7日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市人権尊重のまちづくり審議会
会長 明石 一郎

(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について (答申)

枚方市人権尊重のまちづくり審議会は、枚方市人権尊重のまちづくり条例に基づいて、令和3年(2021年)3月22日付け、公人第986号で「(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について」の諮問を受けました。

本審議会では、市が令和3年(2021年)6月から7月にかけて実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果等を基礎資料とするともに、令和4年(2022年)1月から2月にかけて実施した市民意見聴取において寄せられたご意見等をもとに、審議を重ねてきました。計画の名称については、「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」とし、別添のとおり答申します。

計画策定に係る枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員

会長：◎ 副会長：○ (敬称略)

氏名	所属等 ※	区分	
◎明石 一郎	関西外国語大学短期大学部	学識経験者	
○明石 隆行	種智院大学		
安田 誠人	大谷大学		
磯野 雅治	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会	関係団体等	
井戸 晴彦	枚方地区人権擁護委員会		
寺岡絵梨子	枚方市 PTA 協議会		諮問～令和3年(2021年)8月6日
上田 哲也			令和3年(2021年)8月6日～答申
河井 受延	公益財団法人 枚方市文化国際財団		
川端 秀吉	枚方事業所人権推進連絡会		
久保見 誠	枚方市精神障害者をもつ家族会(わかちあう会)		
阪本 徹	社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会		諮問～令和3年(2021年)8月6日
古満 園美			令和3年(2021年)8月6日～答申
津熊 友子	特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター		
遠竹 光子	枚方市介護支援専門員連絡協議会		
森田 茜	社会福祉法人 であい共生舎		
伊藤 眞弓	-	市民公募	
是永 芳子	-		

※所属は、委嘱時点の内容

計画策定までの経過

時 期	内 容
令和3年(2021年) 3月22日	令和2年度(2020年度) 第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 (仮称)枚方市人権施策基本計画の策定について(諮問)
6月9日	令和3年度(2021年度) 第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1. (仮称)枚方市人権施策基本計画の骨子(案)について 2. 人権問題に係る市民意識調査票(案)について
6月23日～7月9日	人権問題に関する市民意識調査
9月30日	令和3年度(2021年度) 第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1. 人権問題に関する市民意識調査集計結果の報告について 2. (仮称)枚方市人権施策基本計画(素案)について
12月23日	令和3年度(2021年度) 第3回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1. (仮称)枚方市人権施策基本計画(案)について 2. 市民意見聴取の実施について
令和4年(2022年) 1月27日～2月15日	市民意見聴取 ※1月30日及び2月3日に「市民意見聴取会」を実施
3月17日	令和3年度(2021年度) 第4回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1. 市民意見聴取の結果等について 2. (仮称)枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の答申について
4月7日	(仮称)枚方市人権施策基本計画の策定について(答申)

人権問題に関する市民意識調査結果(概要)

- 実施時期/令和3年(2021年)6月～7月
- 対象者/住民基本台帳データから満18歳以上の方3,000人に対し、年齢階層別ランダムサンプリング
- 回収方法/郵便による配布・回収(インターネットによる回答も可能)
- 回収数/郵便960票+インターネット213票=1,173票
有効票:1,168票、無効票5票
- 回収率/39.1%(1,173票/3,000票)
- 有効回収率/38.9%(1,168票/3,000票)

	枚方市人口 A※(人)	人口構成比 B=A/a×100(%)	アンケート送付者数 C(人)	アンケート回答者数 D(人) ()内は割合(%)	アンケート回答者構成比 E=D/d×100(%)	
若年層	18、19歳	8,296	400	102 (25.5)	15	
	20～24歳	20,574			45	
	25～29歳	17,713			42	
	30～34歳	18,806	400	134 (33.5)	63	
	35～39歳	21,868			71	
中年層	40～44歳	26,187	500	161 (32.2)	74	
	45～49歳	33,047			87	
	50～54歳	30,998	500	199 (39.8)	117	
	55～59歳	25,161			82	
高齢層	60～64歳	21,428	400	209 (52.3)	93	
	65～69歳	23,662			116	
	70～74歳	32,301	500	244 (48.8)	154	
	75～79歳	23,962			90	
	80歳～	33,892	300	103 (34.3)	103	
	無回答	-	-	16	-	
	合計	337,895 a	100.0	3,000	1,168 (無回答を除く) 1,152 d	100.0

※枚方市人口は、令和3年(2021年)6月1日現在の住民基本台帳に基づくものです。
 ※百分比(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しており、四捨五入の結果、比率の合計が100%と一致しないことがあります。

調査した項目

- ① いろいろな人権問題についての意識や考え方について
- ② 住まいのことや就職、結婚相手・パートナーに対する意識や考え方について
- ③ ここ5年間の人権をめぐる法律や条例の施行、及びこれらに関する人権問題について
- ④ 新型コロナウイルス感染症における人権侵害の問題について
- ⑤ インターネットにおける人権侵害の問題について
- ⑥ 人権や差別に関する考え方について
- ⑦ 人権問題の解決に向けた行政の取り組みについて
- ⑧ 人権について学ぶための機会について
- ⑨ 人権侵害について
- ⑩ あなたご自身のことについて

回答者の属性

（1）回答者の性別

性別	割合
女性	58.6%
男性	38.1%
男性・女性では答えられない	0.3%
答えない	1.5%
無回答	1.5%

（2）回答者の年齢

年代別の回答率は前頁の一覧表のとおり、高い順に60代、70代、50代となっており、30代未満が一番低くなっています。

また、回答者の構成比は「18～39歳」の若年層が20.3%、「40～59歳」の中年層が30.7%、「60歳以上」の高齢層が47.6%と、若年層の割合がやや低く、高齢層の割合がやや高い傾向がみられます。

いろいろな人権問題についての意識や考え方

（1）各人権問題の認知度

「内容をある程度知っている」と「あることは知っている」を合わせた『知っている』でみると、各人権問題はすべて8割以上の高い認知度となっています。

ただし、「内容をある程度知っている」に限ると、「HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」「日本に居住している外国人の人権問題」「ホームレスの人権問題」「ヘイトスピーチ」「性的マイノリティ（LGBT等）の人権問題」はいずれも3割程度となっています。また、この5つの人権問題は「知らない」と答えた人の割合が高くなっています。

（2）人権上問題がある行為

それぞれの行為に人権上問題があると思うかについて、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合（8割を超えるもの）

設 問	人権上問題が『あると思う』割合
SNS（ラインやツイッターなど）など、インターネットのサイトに他人への誹謗（ひぼう）中傷を書き込む	86.0%
人前で部下を長時間にわたり大声で叱る	84.5%
障害のある人をじろじろ見たり、避けたりする	84.2%
職場で顔を合わせるたびに「まだ結婚しないのか」と言う	83.7%
新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等やその家族であることを理由に、タクシーの利用や保育所の受入れなどを断る	83.2%
しつけのため、子どもに体罰を与える	82.3%
住民の緊急時連絡先や疾病、障害の有無などを他の住民に言いふらす	80.8%

さまざまな人権問題

（１）障害のある人に対する人権侵害や人権上の問題

障害のある人に対する人権侵害や人権上の問題のある項目について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合（多い順から3つ）

設 問	人権上問題が『あると思う』割合
道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい配慮が足りないこと	82.6%
仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと	81.6%
優先座席やヘルプマーク等、障害のある人や配慮を要する人が利用する設備等について、周りの人に知識や理解がないこと	75.6%

（２）外国人に対する人権侵害や人権上の問題

外国人に対する人権侵害や人権上の問題のある項目について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合（多い順から3つ）

設 問	人権上問題が『あると思う』割合
就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	71.5%
特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること	70.1%
病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	70.0%

（３）部落差別（同和問題）に関する人権侵害や人権上の問題

部落差別（同和問題）に関する人権侵害や人権上の問題について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合（多い順から3つ）

設 問	人権上問題が『あると思う』割合
インターネット上に誹謗（ひぼう）中傷等が掲載されること	61.2%
差別的言動をされること	59.9%
結婚等で身元調査をされること	58.9%

（４）性的マイノリティ（LGBT等）に関する人権侵害や人権上の問題

性的マイノリティ（LGBT等）に関する人権侵害や人権上の問題について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合（多い順から3つ）

設 問	人権上問題が『あると思う』割合
性的マイノリティ（LGBT等）への理解や認識が不足していること	76.6%
学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること	73.3%
パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと	71.2%

（５）インターネットに関する人権侵害や人権上の問題

インターネットに関する人権侵害や人権上の問題について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合（8割を超えるもの）

設 問	人権上問題が『あると思う』割合
他人のプライバシーに関する情報や誹謗（ひぼう）中傷する情報が掲載されること	88.5%
フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること	88.5%
わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること	85.9%
SNS（ラインやツイッターなど）による交流が犯罪を誘発する場となっていること	85.5%
インターネットが悪質商法の取引の場となっていること	85.4%
子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること	84.9%
差別を助長するような情報が掲載されること	82.3%
問題のある情報を書き込んだ人を特定するための手続きに時間がかかること	80.6%

人権や差別に関するいろいろな考え方

人権や差別に関するいろいろな考え方について、設問別に「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた『そう思う』割合（多い順から3つ）

設 問	人権上問題が『あると思う』割合
差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない	94.3%
差別をなくすためには、子どものうちからの教育が重要である	87.9%
差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらわなければならない	84.3%

人権について学ぶための機会

人権について学ぶ機会については、部落差別（同和問題）や障害のある人の人権問題は、学校教育での機会が多くあることがわかります。

	部落差別（同和問題）	障害のある人の人権問題
小学校で受けた	27.8%	17.6%
中学校で受けた	20.9%	13.0%
高校で受けた	11.5%	8.9%

人権について学ぶ機会として「受けたことがない」人の割合（5割を超えるもの）

人権問題	「受けたことがない」人の割合
性的マイノリティ（LGBT等）の人権問題	60.9%
職業や雇用をめぐる人権問題	60.9%
インターネットによる人権侵害	60.5%
ホームレスの人権問題	57.1%
犯罪被害者やその家族の人権問題	55.5%
ヘイトスピーチ	52.3%
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント	51.6%

人権侵害

（1）人権侵害を受けた、または身近で見聞きした経験

【回答対象者 1,168人】

経験	人数	割合
ある	413人	35.4%
ない	717人	61.4%

（2）人権問題の種類

【回答対象者：人権侵害を受けた、または身近で見聞きした経験がある人 413人】

人権問題の種類	割合
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント	45.8%
新型コロナウイルス感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権問題	32.4%
女性の人権問題	32.0%

（3）自身に対する人権問題でしたか

【回答対象者：360人】

	人数	割合
はい（自分自身に対する人権侵害）	101人	28.1%
いいえ（自分以外に対する人権侵害）	255人	70.8%
無回答	4人	1.1%

（4）人権侵害を受けた人は、どう対応しましたか

【回答対象者：101人】

対応	割合
我慢した	51.5%
抗議、反論した	21.8%
相談した	11.9%
訴えた	3.0%
その他	8.9%
無回答	3.0%

（5）人権侵害を受けた人は、最終的に解決しましたか

【回答対象者：101人】

結果	割合
解決しなかった	59.4%
解決した	25.7%
その他	13.9%

（6）人権侵害を身近で見聞きした経験がある人は、どう対応しましたか

【回答対象者：255人】

人権侵害に対する対応	割合
何もしなかった	36.1%
いけないことだと指摘した	13.7%
いけないことだと分かってもらおうとした	12.9%
相談（通報）した	5.5%
同調した	5.5%
話をそらした	1.2%

（7）人権侵害を身近で見聞きした経験がある人は、どのように対応したらよいと考えますか

【回答対象者：255人】

人権侵害に対する対応	割合
人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る	60.8%
さまざまな人権問題をめぐる誤解や偏見、差別をなくし、一人ひとりの人権意識を高めるために、行政が正しい知識と理解を深める人権啓発に努める	50.6%
発達段階に応じた学校における人権教育や、地域や職場における人権研修を充実させる	44.7%

★「人権問題に関する市民意識調査報告書」（A4判、74ページ）は、市役所別館5階・人権政策室及び男女共生フロア・ウィルで配布するとともに、枚方市ホームページに掲載しています。このほか、市内図書館や市役所行政資料コーナーで閲覧できます。

平成16年3月15日 条例第1号

枚方市人権尊重のまちづくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。

この理念をまちづくりに生かし、あらゆる差別をなくし、一人ひとりを大切にするまちを実現することは、私たちの願いである。

しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、障害、社会的身分等による人権侵害が存在していることも事実である。

人権尊重の機運が国際的に高まる中で、私たち一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かな住みよいまち、男女が共同して参画できるまちを築いていくことが、今こそ必要とされている。

そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を推進し、もってすべての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、大阪府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第3条 第1条の目的を達成するため、市長の附属機関として、枚方市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 人権関係団体等を代表する者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 審議会に専門的な事項について調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成 16 年規則第 46 号で、同 16 年 9 月 10 日から施行〕

平成 16 年 8 月 20 日 規則第 47 号

枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市人権尊重のまちづくり条例（平成 16 年枚方市条例第 1 号）第 3 条に基づき設置する枚方市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

1948年12月10日

国際連合第3回総会採択

世界人権宣言

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受け

ることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

昭和21年（1946年）11月3日公布

昭和22年（1947年）5月3日施行

日本国憲法〈抜粋〉

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑

罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

平成12年（2000年）12月6日公布

平成12年（2000年）12月6日施行

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

平成 25 年（2013 年）6 月 26 日公布

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置か

れる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

- ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- (5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- (6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- (7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (国及び地方公共団体の責務)
- 第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- (国民の責務)
- 第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
- (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)
- 第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- 第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基

本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- (2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理

由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他こ

の法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

平成 28 年 (2016 年) 6 月 3 日公布

平成 28 年 (2016 年) 6 月 3 日施行

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差

別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談体制の整備)

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第 6 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第 7 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

平成 28 年 (2016 年) 12 月 16 日公布
平成 28 年 (2016 年) 12 月 16 日施行

部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部

落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。
(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和 57 年 (1982 年) 12 月 21 日

非核平和都市宣言

全世界の平和と安全は、全人類共通の念願であり、よりよい生活を築き、守り、維持していくための基本理念であります。

しかるに、それらの念願、理念に反して、究極戦争の道具である核兵器は、依然として拡充、拡散され、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

私たちは、原子爆弾投下による被爆の体験を通して、平和を希求する誇り得る憲法を持ち、戦争の放棄を誓っています。

地球上から戦争と核兵器をなくすことは、日本国民の責務であります。平和を求め、核兵器廃絶を叫ぶ大衆の声は、ここ数年、時を追って大きくなってきています。

枚方市は、平和を愛する人達の住む町として核兵器の廃絶、製造設備および手段の廃棄を訴えて、ここに非核平和都市となることを宣言します。

平成 5 年 (1993 年) 12 月 17 日

人権尊重都市宣言

わたしたちは

おたがいをおもいやり

ときにはゆずりあい

平和で

人にやさしいまちに暮らしたい

人を

生まれや

女と男のちがいや

障害のある・ないなどで

差別せず

一人ひとりを大切にしたい

わたしたちは、これらの願いを実現するため、

ここに枚方市を人権尊重都市とすることを宣言する。

枚方市 人権尊重のまちづくり基本計画

- 発行日／令和4年(2022年)6月
- 発行／枚方市
- 編集／枚方市 市長公室 人権政策室
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話 072-841-1259
FAX 072-841-1700
E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp